

第2回資源管理のあり方検討会 議 事 録

水 産 庁

第2回資源管理のあり方検討会

1. 開催日時

平成26年4月18日（金） 13：28～16：59

2. 開催場所

農林水産省 本館7階 講堂

3. 出席委員（敬称略）

櫻本 和美	勝川 俊雄	牧野 光琢	八木 信行	東村 玲子
濱田 武士	佐藤 正典	長屋 信博	重 義行	幡宮 輝雄
田添 伸	藤田 利昭			

4. 参考人（敬称略）

富岡 啓二 風無 成一 佐藤 弘 田中 弘太郎 鈴木 徳穂

5. 水産庁側出席者

枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 堤坂管理課長
加藤漁業調整課長 太田漁場資源課長 黒萩資源管理推進室長

6. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 第1回検討会の結果等について	2
(2) I Q・I T Qに関するフリートーキング	1 3
(3) スケトウダラ、マサバの資源管理について	3 9
(4) その他	6 1
3. 閉 会	6 2

○提坂管理課長 定刻よりも、二、三分、早目ではございますけれども、委員の皆様方がおそろいでございますので始めさせていただきたいと思います。それでは、ただいまから第2回資源管理のあり方検討会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方全員の出席をいただいております。皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、前回、所要のため、欠席されておられた牧野委員をご紹介します。

○牧野委員 牧野でございます。前は海外でどうしても抜けられない会議がありまして失礼をいたしました。本日はよろしくお願いいたします。

○提坂管理課長 よろしく願いいたします。

申し遅れましたが、私は熊谷の後任としまして4月1日付で管理課長を拝命いたしました提坂と申します。議事が始まりますまで、暫時、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さらに私同様、4月1日付で水産庁幹部に異動がございましたので、本日、出席しております該当者につきましてご紹介させていただきます。

加藤漁業調整課長でございます。

○加藤漁業調整課長 よろしく願いします。

○提坂管理課長 黒萩資源管理推進室長でございます。

○黒萩資源管理推進室長 黒萩です。よろしく願いします。

○提坂管理課長 どうかよろしくお願いいたします。

本日のあり方検討会は公開で行うことにしておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭のみとさせていただきたいと思いますのでご了承ください。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、封筒の中に一式入っておりますが、配席図がまずございます。それから、その次に本日のあり方検討会の議事次第がございます。そして、資料1といたしまして1枚紙ですけれども、第1回資源管理のあり方検討会概要を用意しております。それから、資料2-1ということで横紙になりますけれども、第1回資源管理のあり方検討会資料（抜粋）を用意しております。さらに資料2-2といたしまして委員指摘事項に関する資料、それから、資料2-3といたしまして委員指摘事項に関する資料、それから、資料3-1といたしましてノルウェーの漁業及び漁業管理について、それから、資料3-2といたし

まして新潟県新資源管理制度評価・運営改善委員会報告書、これはちょっと厚目の資料になってございますけれども、それから、資料３－３といたしましてIQ・ITQ方式の我が国への導入について、さらに資料４といたしましてスケトウダラの資源管理について、資料５といたしましてマサバの資源管理について、資料６といたしまして委員からの配布資料。

以上、資料１から６までございますが、漏れはございませんでしょうか。

失礼いたしました。それから、資料の追加ということで資料６追加、これが別紙になってございますが、そちらも含まれてございます。

それでは、審議に入ります前に、本日、参考人として出席していただいております方々をご紹介させていただきます。

北海道機船漁業協同組合連合会、風無副会長でございます。

全国底曳網漁業連合会、富岡顧問でございます。

ひやま漁業協同組合、佐藤副組合長でございます。

茨城県旋網漁業協同組合、鈴木組合長でございます。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会、田中参事でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、どうかご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、櫻本座長、議事進行方、よろしくお願いいたします。

○櫻本座長 本日はどうもお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますが、議事次第に従いまして議論に入らせていただきます。

まず、議事１の第１回検討会の結果等について、事務局から説明をお願いいたします。

○黒萩資源管理推進室長 資源管理推進室長の黒萩でございます。説明させていただきます。資料は資料１、それから、資料２－１、資料２－２でございます。資料１と資料２－１、資料２－２まで私のほうから、それから、資料２－３につきましては漁場資源課長のほうから説明させていただきます。

まず、資源管理のあり方検討会の概要、前回の概要について説明いたします。

３月２４日にここと同じ農水省本館７階の講堂で開催されております。

概要としましては座長の選任、それから、２番目としまして水産資源の状況と資源管理施策の現状についてということでございまして、一つ目、資源は悪いという浜の感覚と資

源は比較的安定しているという水産庁の資源評価結果にはずれがあり、評価基準について再検討すべきとの意見がございましたが、基本的に本検討会では現行の資源評価結果を共通認識として、検討を進めることとなりました。後ほど、また、この資源評価については色々議論があったところもありましたので、水産庁のほうから説明も加えたいと考えております。

それから、議論すべき論点と方向性につきましては大きく分けて3点、魚種や漁業種類、沿岸漁業と沖合漁業の違いにより、管理すべき手法が異なることを十分に認識して議論すべき、それから、漁業者の自主的な資源管理の効果を検証するとともに、資源管理の実施には経営対策が不可欠である、それから、各地で取り組まれているIQの効果等を検証するとともに、サクラエビのプール制のような管理手法も含め、日本型IQとして取り組む必要があるのではないか、こういった意見を踏まえて議論を進めていくということになりました。

それから、3番目、個別魚種の資源管理の現状と課題等についてでございます。まず、一つ、漁業関係者の意見をよく聞いて進めるべきであると、それから、スケトウダラにおける資源評価精度の限界や操業実態等を踏まえつつ、TAC設定や運用を進めるとともに、経営的な視点について十分に配慮すべきであると、それから、太平洋クロマグロの資源管理に当たっては、大中型まき網、ひき縄等沿岸漁業、それから、養殖等でそれぞれ事情が異なることから、地元の漁業者の意見を聞いて検討すべき、自分たちもしっかり対案を出す。これは長崎県のほうから出された意見でございます。それから、トラフグにつきましては、資源管理と連動した種苗放流ということを国としても進めていくべきであるといったような意見がございました。これらを踏まえて議論を行っていくということになっております。

今後の予定としましては4月中旬の第2回検討会、まさに今回でございますが、IQやITQ議論や、個別魚種としてのスケトウダラ、マサバについて検討し、5月中旬の3回目の検討会では今度はクロマグロとトラフグについて検討することとなりました。最終的には6月中旬の第5回検討会で取りまとめるという予定となったと、これが第1回資源管理のあり方検討会の概要でございます。

引き続きまして、資料2-1には第1回資源管理のあり方検討会で提出された資料の中で、本日の議論に関連ある部分を抜粋してもう一回、提出させていただいております。

それから、資料２－２でございますが、委員指摘事項に関する資料ということでございます。これは八木委員のほうから色々ご指摘いただいたことでございます。我が国における主要魚種の漁獲量及び漁獲割合ということでございまして、このご指摘の趣旨というのは２－１の第１回目あり方検討会の資料の中で、３ページと４ページになっております。資源評価対象魚種の漁獲量及び漁獲割合という３ページに書いたものの左側の数字、それから、４ページ目の日本の漁業管理の特徴というところで、中緯度帯においては非常に魚種が多いと、８割に至るまで１８種、韓国においても２３種と、対してアイスランド、ノルウェーにおきましては高緯度帯であり、対象となる魚種が８割を占めるまでに６魚種、７魚種であると、こういったことを説明するために作った資料についてのご質問でございました。

先ほどの資料２－２のほうに戻りますと、その趣旨につきまして魚種の区分が必ずしも同一ではなく、また、漁獲割合を計算するに当たり、分母、分子のとり方が異なることから、なかなか、この二つの資料というのは同列では比較できないところがあるということでございまして、どこが違うかと申しますと、ちょうど資料の真ん中ぐらいに四角囲いで書いてございますけれども、左のほうでございまして、もともと、この資料の数字のベースとなっているのは農水省の統計と、それと水研センターの資源評価のデータを使用しているというのが、資源評価対象魚種の漁獲量及び漁獲割合ということで使っている資料でございます。

これにつきましては、我が国周辺水域の漁獲漁業が対象としてあって、マグロ等、いわゆる国際漁業資源、国際機関でTACを定めたりするようなものとか、磯根のホタテ等の貝類とか藻類等は除いたものの中で、TACの対象となるような魚種の中で、どれぐらいの割合を資源評価しているということを説明するために使った資料でございます。

それから、右側のほうでございまして、これは日本の漁業管理の特徴を説明するためのものでございまして、国際比較はFAOの統計を使用するしかございませんので、FAOの統計をもとに比較したものであると。これは我が国の周辺の資源ではございませんで、我が国が採っている公海上のマグロとか、そういったような国際資源であるとか、TACの対象とはあまりなり得ないようなホタテ等、貝類、海藻類も全部含んでの数字でございます。それを並べて比較したということで、アイスランド、ノルウェー、日本、韓国で同じFAOの統計をベースにして比較したということでございます。

それが右のほうに示されているとおりでございまして、そういった関係で他に示されていない海産魚種というの、それを一つというふうにかウントして、18種というふうにした訳でございまして、韓国についても、全く同列に並ぶような形で他に示されていない海産魚種というのを一区分として、23種類というふうにした訳です。それから、アイスランド、ノルウェーについては6魚種、7魚種の中にそもそも他に示されていない海産魚種を足し上げても、8割に届く数字とは全く関係のないところにあるというようなことでございます。

これが八木委員からの指摘に対するお答えでございます。

それから、2ページ目に移らせていただきます。これも八木委員からのご指摘だったんですけれども、前回の資料で申しますと5ページ目になります。TAC魚種について生産量の中でどれぐらいを占めるかといった意味で、生産量の高い順番からTAC対象魚種とTAC対象検討魚種、それから、その他に分けて並べた図がございまして、これを生産金額で並べてみたらどうだというようなご指摘がございましたから、作ったものでございます。上のほうは魚種別の漁獲量の上位30種を並べたものでございます。下が生産金額になります。かなり順位の入替えがある訳でございます。

マグロとかカツオというのは高度回遊性魚種でございまして、国際資源管理機関でそもそもTACを定めるものでございます。それから、サケ類に関しましても川に遡上する朔河性魚類でございまして、これも例えばNPFCというような国際機関で色々、TACとは限りませんけれども、漁獲管理について議論するような資源であると。それを除いて見てみると、このような順序になっているというようなことでございます。

それから、3ページ目でございます。これは長屋委員からのご指摘でありまして、漁業者団体が行うプール制についても、漁業のTAC管理のあり方の一形態であるというような考え方もあるので、事例を出してみてくれないかということがございまして、水産白書とかで報告されたものをかいつまんで、ここに表にしております。最も有名な上から3番目のサクラエビについてでございますけれども、サクラエビについてもプール制が行われていると。

プール制とは何かと申しますと、一番下のところにプール制の定義を書いてございます。ある漁業者集団内の個々の漁業者の水揚げ金額を、集団を構成する全員分について合計して、その総額を構成員間の一定の規則に従って個々の漁業者に再配分する方法ということ

でございます。サクラエビなんかにつきましては、これが1968年から行われていて、半世紀近く実施されて、途中で色んな変遷がございまして、工夫しながらサクラエビを漁獲する60カ統、120隻が3地区ある訳なんですけれども、そこが一体となって取り組んでいるということでございます。

その資料に書いてあるような観点で、上限の漁獲数量の科学的な根拠につきましては、県の水産技術研究所が資源水準を調査したり、それから、上限漁獲量の設定については漁業者が組織する出漁対策委員会、これは1977年から設けられているものなんですけれども、毎日の操業状況の有無とか、目標漁獲量等を決定して、割当単位としては全船の総漁獲量、それから、操業単位は2そうびきですので、2隻1組で集団操業しております。

それから、プール制の考え方は水揚げ金額を均等に配分するというルールです。10月から12月の秋漁と3月から6月の春漁がございまして、この時にしか漁獲しない訳なんですけれども、この時の水揚げについてプール制を導入してやっているということです。取り組みの効果としましては、漁獲量が比較的安定しているということで、長年、これが維持できたのも、プール制も一つの要因にあるのではないかというふうに評価されている制度でございます。

この他にもプール制だけではございまして、休漁日を1月上旬から3月中旬の毎週土曜日と、それと祝日前日に休むとか、漁獲量の制限もありますし、小型魚の保護をやるために操業前に試験網を入れて、エビの魚体が小型の場合は操業を控えるといったような取り組みも行われている仕組みでございます。

長屋委員のほうからも、資料6-2のほうに追加のプール制についての資料も加えてございますので、また、後ほどのIQ・ITQの議論の中で、長屋委員のほうから紹介していただければ良いのかなというふうに考えてございます。

私のほうの説明は以上です。

引き続き、資源課長のほうから。

○太田漁場資源課長 資源課長の太田でございます。よろしくお願いします。資料2-3、委員指摘事項に関する資料（資源評価について）についてご説明させていただきます。前回の会合におきまして、皆様から資源評価につきまして幾つか宿題をいただきましたので、それに対する答えでございます。

まず、1ページ目ですが、資源評価の目的ということで、再度、整理させていただいて

おります。これは漁獲量や漁獲努力量、各種調査から得られた情報をもとに資源の状態を推定し、管理方策を提案することを目的に実施しております。具体的には親魚量が資源回復基準を下回ったときは回復措置を講じること、また、禁漁水準となった場合は禁漁措置等をとることを提言すると。この点についてはまた後で詳しく説明させていただきます。

2 ページ目でございますが、初期資源量（B0）についてということで、前回の会議でB0について幾つかご質問がございました。まず、初期資源量の定義ということを整理させていただきます。前回、私のほうから申し上げましたけれども、我々の理解は初期資源量とは、少なくとも前回の文脈でいえば、漁業を開始する前の資源量または産卵親魚量のことであり、資源を評価する際の基準の一つということでございます。

初期資源量を計算できないのかというご質問がございましたが、結論からいうと、なかなか難しいということでございます。計算するための方法は幾つかありますけれども、なかなか正確な推定ができないということで、論文を引用しておりますけれども、そこにも書かれていると。その理由ですけれども、変動する環境が資源量に大きな影響を与えますけれども、これを予測することが難しいこと、二つ目の理由として、親が増えたら子どもがどれだけ増えるとか、我々は親子関係とか、再生産関係とか呼んでおりますけれども、これについてどのような仮定を置いて計算するかによって、結果が大きく変わることになりますけれども、この親子関係を正確に知るとするのはなかなか簡単ではないという、この二つの大きな理由がございます。

信頼性の高い計算を行うためには、変動する環境や親子関係を踏まえた新しい理論、モデルが必要であると。また、相当量の計算も必要とされるため、1 魚種について2～3 人の担当者で数年間を要するということが、科学者に色々お聞きしたところの結果でございます。

主要国における基準として、B0を基準に資源評価を行っている例があるのかということでございますが、先ほどご説明しました初期資源量の定義に基づけば、私たちが見た限りはほとんど見当たらないということになっております。

次のページでございますけれども、それでは、一応、日本とEUと米の資源評価を比較している表がございます。一番上の括弧でございますけれども、近年の資源評価は現在の資源水準をベースにして、一定量の加入を確保するために必要な親魚量を計算することが多く、それを判断するための基準として、ここに書かれているようなことが使われていて、

B0が使われている例は先ほど申し上げましたように、ほとんど見当たらないというのが我々の理解でございます。

それで、表でございますけれども、まず、資源評価の対象系群数を書いております。日本、EU、米国でそれぞれ書いておりまして、そのうち資源量計算が行われている資源が日本の場合だと43%、EUだと39%、アメリカだと39%、残りは資源量計算が行われていない資源でございます。その資源量計算が行われている資源のうち、どういうことをもとに資源を評価しているのか、資源の評価基準でございますけれども、ここに書いておりますように、日本の場合は資源回復措置をとるべき基準としてBlimit、禁漁措置をとるべき基準としてBbanの設定を基本としております。下のほうに注で書いておりますけれども、Blimitというのはそれ未満では良好な加入が期待できない親魚量をもとに設定しておると、Bbanは近年の最低親魚量をもとに設定をしております。

上の表に戻っていただきまして、EUの場合は資源回復措置をとるべき基準としてBlimitやBpa等の設定を基本としております。下の注に書かれておりますように、EUのBlimitは実は日本のBlimitとは違ってございまして、原則として観測された最低親魚量を使用しておりますので、どっちかという日本とBbanに近い数字だというふうに理解しております。BpaはBlimitの1.4倍、または別の計算式によって出しておりますけれども、Bpaがどちらかという日本とBlimitに近いのではないかなというふうに考えております。

上に戻っていただきまして米国でございますが、資源回復措置をとるべき基準としてBthresholdというのを設定しております。このBthresholdは何かというのが下の注5でございますが、アメリカの場合、地域ごとに管理委員会が設立されてございまして、管理委員会ごとにより違う考えで設定をしておりますが、例えばBmsyの50%、Bmsyというのは最大持続生産量を与えるような資源水準のことでございますが、その半分ぐらいを基準値として使ったりとか、または過去一定年間の平均資源量等をもとに設定をしております。

再度、上の表に戻っていただきまして、それでは、資源量計算が行われていない資源の資源状況はどうして表しているのかということで、前回の会議で日本の場合をご説明しましたが、高位、中位、低位という水準と動向、増加、横ばい、減少という、その両方で表していると。EUも基本的には同じような形で表していますが、アメリカの場合は資源量計算が行われていないものについては不明という形で、特に日本やEUのような示し方はしていないというふうに理解をしております。ここで重要なのは、いずれにしても必要な親魚

量を確保するために一定の基準を設けて、それを下回らないようにしようという考えでは、日本もEUも米国も一緒に、その基準の設定の仕方については、それぞれ色々考え方があるということでございます。

次のページでございますが、我が国における資源評価の基準ということで、前回会合で委員の方々から相対評価だけで良いのかと、相対評価以外に例えばB0を使ったような絶対評価をするべきではないかという指摘がございましたが、それに対する一つの答えでございます。先ほどもご説明を申し上げておりますけれども、日本の場合、相当評価に加えて、いわゆるBlimitやBbanという形を使った資源評価の基準設定もしております。1番目として、まず、Blimitの設定ということで、繰り返しになりますが、資源がBlimitを下回った場合は資源回復措置を講じることを提言する。2番目として、Bbanを下回った場合は禁漁措置等をとることを提言すると。

その資源回復基準を下回っている魚種ですけれども、資源評価の対象種としては84系群がございますが、そのうち資源量計算が行われている資源が36系群ございます。そのうちBlimitが設定されている資源が28系群ありまして、そのうち親魚量がBlimitを下回っている資源は8系群ございます。その8系群はここに書かれておりますようなもので、特に3番目のスケトウダラ日本海北部系群につきましては、Bbanが設定をされております。

次のページでございますが、委員の方からFAOは世界の資源を分類しているときに、どうやっているのかというのを調べてみてはどうかと言われましたので、FAOの状況を調べてみました。FAOは世界の主たる海洋水産資源約600系群ですけれども、これを過剰利用、満限利用、利用可能の三つに分類しております。それで、下のほうにありますけれども、この資源状態の分類に当たって、一番良いのは初期資源量が得られれば良いんですけれども、それが得られない場合は、大抵の場合、なかなか難しいと思うんですけれども、下にあるような産卵資源量や漁獲傾向やサイズ／年齢組成等、利用可能な全てのデータを総合的に考慮して分類すべきだというふうに書かれております。

まず、最初に資源の大きさでございますが、これは初期資源量の40%、40～60、60%超ということで、次としてはCPUEが当初の値の40%未満になると過剰利用ではないかと。これも、40～60、60以上ということになっております。

その下の資源量指標、資源量指標というのは色んな形がある訳ですけれども、これが当初値の40、40～60、60ということでやっております。産卵資源量として漁獲がないときに

期待される産卵資源量の20%を切ると過剰利用ではないかと。20～40だと満限、40を超えると利用可能ということでございます。その下は漁獲動向ということで、漁獲努力の削減なしにピーク時から漁獲が大きく下落と、同じような採り方をして、どんどん漁獲が落ちている場合は危ないですよというのがこの使い方でございます。満限利用の場合は最近5年から10年の中でピーク値またはその近くで安定している。利用可能というのは漁獲努力が増えると漁獲も増えると。これはまだ、資源に余裕があるということでございます。

あと、漁獲動向の下の過剰利用のところでございますけれども、5年間の移動平均値が最大値の50%未満という、これは資源の変動がある場合に隔年ごとのデータを取るのではなくて、5年間の移動平均値を取ってならしてから見た場合に、最大値の50%を切っている場合は、過剰利用の可能性があるのでないかということでございます。

最後にサイズと年齢組成でございますが、過剰利用の場合はサイズや年齢組成が不安定になっていると、満限利用や利用可能の場合は安定になっているということで、確か八木委員だったと思いますけれども、途上国等で利用する場合は初期資源量というデータはなかなか出ないと思いますので、その場合は下のサイズとか漁獲動向とか、こういうところを使って資源状態を判断することになるのではないかというふうに考えております。

次のページでございますが、前回のご説明で若干誤解があったところがございますので、改めてご説明させていただきたいと思います。一つは資源状況の表し方で、改めて前回の議事録を読ませていただきますと、何か相対的評価は20年に限ってやっているようなふうに思われていた方も、どうもいらっしゃるようでございますので、これは原則として過去20年以上ということで、一番下の注に書いておりますけれども、魚種ごとに可能な限り、長い期間のデータをとって実施しておりますして、平均を取ると34年間になるということでございます。具体的にはその次のページでございますが、マサバ太平洋系群につきましては、43年間のデータで例の相対的高位、中位、低位の判断をしておるということでございます。

最後の8ページ目でございますが、前回、お示しした表は、高位、中位、低位しか出していなかった訳ですが、既にご説明を申し上げますように、高位、中位、低位に加えて、増加傾向なのか、横ばい傾向なのか、減少傾向なのかということも併せて示しております。したがって、例えば現在、高位にあっても減少傾向にあるものは注意が必要でありますし、現在、低位にあっても増加傾向にあるものは今後、資源の回復が期待

できるということで、この二つの情報を合わせて見ることで、個々の魚の状況がある程度、判断できるのではないかと考えております。

私のほうからは以上です。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

資料１と資料２についてご説明いただきました。資料１は前回の検討会でご議論いただいた内容をポイントを整理して配布していただいたということです。資料２は、資料２－１が前回、お配りしていただいたもので、そこで出たいろいろな質問に対応して、資料２－２と２－３を作っていただいたということだと思います。

まず、最初に資料１のほうについて何かご意見、ご質問等があれば議論したいと思いますが、いかがでしょうか。委員の方には既にお配りしておりますので、よく検討はしていただいていると思いますが、何か特につけ加えることとか、確認したいことがあればお聞きしたいと思いますが、牧野委員、お願いします。

○牧野委員 すみません、私は前回の第１回を欠席いたしましたので議論に参加できなかったんですけども、資料１の２の（２）議論すべき論点及び今後の方向性について、黒ポツの三つは大変賛成でございます。ただ、二つ目のポツで漁業者の自主的な管理について、少しだけコメントを加えさせていただきたいんですけども、自主的な資源管理の効果を検証するときに、この効果というのは資源への効果とか、水産業界の中、水産セクターの中だけの効果ではなくて、もっと公益的な効果もたくさんあると思いますので、その部分も大事にした議論を進めるべきだろうというふうに考えます。

それから、後段のところでは経営対策が不可欠という点がありますが、この点は私も全面的に賛成です。特に資源というのは消費者が、国民が食べてくれないと資源じゃなくてただの魚ですから、いかに消費者に食べていただくか、良いものを届けるかという観点が大変重要であって、そのためには海の中の資源も大変なんですけれども、陸の上の加工とか流通とか、そういうところの多様性も含めて資源管理を考えていくことが実はすごく重要であり、足腰の強い水産業につながるんじゃないかというのが、私どもが東日本大震災の後の分析をやって得た結論でございます。

以上、少しコメントを加えさせていただきました。

○櫻本座長 ありがとうございました。

資源の効果についても色んな効果があるので、それらも含めて考えるべきだということ

で、これは少し文章を変えていただいたほうがよろしいですかね。何かを括弧でつけ加えていただくとか、そういうことがあったほうが良いと思います。それから、経営対策も非常に重要であるというようなお話でした。ですから、少し文言をつけ加えていただいて、改訂版を作っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。勝川委員、お願いします。

○勝川委員 質問なんですけれども、4 ページのところでBbanが設定されているというので、スケトウダラ日本海北部系群が出てきたんですけれども、それ以外でBbanが設定されている資源というのはあるんでしょうか。

○櫻本座長 今のは資料2ですかね。まず、資料1から進めたいと思いますので、後でまたご意見をいただければ。

八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません、資料1の3の最初のポツで、漁業関係者の意見をよく聞いて進めていくべきというところがありますけれども、私が前回、お話ししたときのことかなと思ったんですが、漁業で色々な漁業者が目的意識があって何かしているんだと思うんです。何を目的として漁業をしているのかというのがあって、経済を優先しているのか、それとも社会の安定を優先しているのか、それとも環境を優先しているのか、それとも三つを何かバランスしようとしているのかというところに関心があって、だから、意見をよく聞いて進めていくべきだけだと何となく漠然としていますので、何を目的に漁業を行っているかなどについて意見をよく聞いてとされたほうが、より詳しいんじゃないかなと思ってコメントいたしました。

○櫻本座長 ありがとうございます。漁業者の意見をよく聞くというところをもう少し正確に記述してくださいということです。よろしくお願いします。

他にご意見等はございますでしょうか。

なければ資料2のほうに入りたいと思いますが、勝川委員、では、お願いします。

○勝川委員 先ほど言ったとおり、Bbanがスケトウダラ日本海北部系群以外で設定されている事例があるのかという質問です。

○櫻本座長 2－3の4ページのスケトウダラ日本海北部系群のみ注3があって、Bbanを設定しているということですが、これについてお願いします。

○太田漁場資源課長 マイワシ対馬暖流系群にはBbanが設定されておりますが、これは大

分前の資源が非常に悪かったときに設定されたもので、その後、マイワシ対馬暖流系群は資源が回復しておりますので、今はあまり関係ないというか、それが気になるような状況にはないということでございます。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。

○勝川委員 その2個しかないということですね。他はBbanは基本的には設定されていないということですね。わかりました。

○櫻本座長 他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

特段ないようでしたら、資料1、資料2については議論を閉じさせていただいて、次の議事2に入りたいと思いますが、議事2はIQ・ITQについてということでございます。まず、事務局よりノルウェー現地調査の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○猪又管理課課長補佐 水産庁管理課の猪又でございます。座ってご説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。ノルウェーの漁業及び漁業管理についてという資料でございます。ただ、本日は議論するための時間を確保するという点におきましても、私の発表は最小限、ポイントのみとさせていただきます。ご了承ください。

早速、資料をめくって1ページ目でございますが、特にIQ・ITQを議論するに当たりまして、ノルウェーの事例がよく言及されるということがございます。そのため私どもはノルウェーに実際に参りまして、現地調査をして参りました。個別漁獲割当方式、これをIQと申しておりますけれども、IQの効果といたしましては1ページの一番上のほうにございますとおり、資源管理上の効果があるのではないかと、そして、同時に経営改善上の効果が認められるのではないかとということが以前から、言われております。

そうしますと、ノルウェーの漁業管理政策の中でIQ方式がどのように使われ、どのように結果をもたらしているのかといったことについて考えることによって、その知見を我が国の漁業管理について生かすことができるかどうかという基本的な問題意識でございます。そのため、首都オスロだけではなくて実際の漁業を営んでいる地域にも参りまして、漁業者、それから、研究所といった方々から色々なご意見をお聞きした次第でございます。

2ページ目でございます。まず、基本的なところからまいります。ノルウェー漁業の基本的な背景でございますけれども、ご存じのとおり、ノルウェーはヨーロッパ、ロシア、EU諸国と接しておりますので、漁業資源のほとんどが国際的に共有された資源でございます。諾と漢字で書いておりますが、ノルウェーの漁獲量はよって毎年、国際交渉を通じて

決定されて、ノルウェーの中でTACの管理を行っているということでございます。そして、TACを管理する一つの方式といたしまして漁船別の漁獲割当、これをIndividual Vessel Quota、IVQと呼んでおりますが、IVQを導入し、現在に至っているということでございますけれども、大事なことは、TAC、IVQだけではございませんで、許認可による参入制限あるいは種々の規制を実施することによって、資源の管理を行っているということでございます。

3 ページ目でございます。これが少しノルウェー特有の制度でございますけれども、1951年に導入されました原魚販売法というのがございます。その法律に基づきまして、全ての漁獲物の一次販売、すなわち、水揚げのときの販売は販売組合という団体を通じて行うことが義務づけられております。そして、同時に魚種別、サイズ別に最低価格を決定しておりますので、販売組合を通じた売買におきましては、最低価格より下で売買することは認められないという制度でございます。そして、その売買の魚種別または漁船別の情報というのがそのまま漁獲の実績ということで政府に報告されて、IVQの管理に利用されているという実態がございます。それから、洋上や水揚げのチェックだけではなくて、水揚げ後の流通についても漁業管理上の監視体制が及んでいるという事実もございます。

ただ、ノルウェーにおきましては、漁獲の90%以上が輸出向けだということですので、比較的、そういった流通のモニターというものは楽ではないかと考えます。下のほうの左側でございますとおり、漁業管理庁が中心となりまして政府の関係部局あるいは先ほど申しました販売組合、民間団体でございますけれども、そういったところが協力しまして、それぞれの段階で漁獲をチェックするという体制が整えられているということでございます。

4 ページ目でございますけれども、ノルウェーの漁船別割当、IVQ方式の一番簡単な考え方でございますけれども、まず、毎年の漁獲割当は漁業者ではなくて、それぞれの漁船に付与されるという意味でIVQとなっております。実際の漁船の割当というのは政府が行う訳ですけれども、各漁業種類に対する漁獲割当の比率、そういった配分割合等につきましては、関係漁業者間の合意を尊重することによって行っていると伺いました。そして、右側の下のほうの図にございますとおり、減船のときに限って、そういった個別の割当を同じ地域の中で、同じグループの中で移動させるということが認められております。これは非常に厳しい条件づけとなっております。

駆け足ですみませんが、5 ページ目でございます。そうしますと、ノルウェーでどういった変化がこれまで数十年の中で起きているかということでございますが、ノルウェーにおきましては、政策的意図を持って何十年も前から、漁船数あるいは漁業者数を削減するといった政策が進められております。ですので、左側のグラフにございますとおり、1960 年代、70 年代から見ますと、漁船数あるいは漁業者数というのが大きく減っております。ただ、右側のグラフ、これは漁獲量または漁獲高の推移でございますけれども、特に1990 年代以降は漁獲高あるいは漁獲量が回復傾向でございますので、左側の漁船数、漁業者数の減少と相まって、漁業者 1 人当たりの漁獲量、漁獲高というのは増加しているという状況でございます。

次に 6 ページでございますが、こういったノルウェーの漁業の構造変化に際しまして若干の留意点がございます。左側にございますとおり、船の数が減ったという事実はございます。ただ、船の単位当たりの大きさ、あるいは馬力というのは増加しておりまして、全体の漁獲能力というのはなかなか減っていないという状況でございます。それから、右側の図が非常に興味深いんですけれども、そういった漁船数が減少する過程におきまして、ノルウェー南部あるいはノルウェー北部に関して、その比率というものが大きく変わっておりません。全体に比例して減少しております。この理由としましては、漁業に特に依存する北部地域に対する一定の配慮があるということをお聞きしました。

次に、7 ページ以降が具体的な漁業に関する説明でございます。

まず、浮魚漁業、例えばサバとかニシンといった浮魚を採ります漁業、特にまき網主体でございますが、中層トロールといったものも入っているそうですが、その対象魚種はサバとニシン、特に赤で示しておりますようにサバの単価が非常に高い、サバが重要魚種であるということでございます。話を聞きますと、まず、漁船間のトラブルというのは比較的少ないということがあるというふうに聞きました。それから、水揚げ場、加工場の数でございますが、右側のほうに例示しておりますけれども、こういった南北にある程度、散らばっている、そして、その容量というのは相当あるということで、水揚げ場の数や収容能力というのが操業の支障にはなっていないという話もお伺いしました。

8 ページ目でございます。引き続き、浮魚漁業でございますけれども、特にサバについてご説明いたしますけれども、サバの漁期はノルウェーのEEZにサバが索餌回遊してくる 8 月から10月に集中しております。その間は非常に広く漁場が形成されるということで、

操業が比較的容易であるということを知りました。その漁期の中でですけれども、IVQ、年間の漁獲割当がございます。漁獲高を上げるため、比較的単価の高い中大型魚を多く含む魚群を狙って操業し、そして、その漁獲物の品質を確保するという努力がなされていると伺いました。ただ、右側の下のほうの表にもございますとおり、近年のサバのサイズというものは小型化する傾向にあるというふうに聞いておりますし、200グラムといった小さな魚も漁獲されているという事実がございます。

9 ページ目でございますけれども、浮魚漁業の最後の部分ですが、先ほど申しましたとおり、漁獲物の9割以上は輸出向けであるということで、マーケットについてもお聞きしております。特に、サバ、ニシンでございますけれども、1990年代以降、日本を含めましたアジア地域あるいは旧ソ連圏等に販路を拡大しております。この効果もございまして、定められた年間漁獲割当の中で漁獲高を上げるため、昔は油あるいはミールといった低単価のものが多かったんですけれども、特に90年代以降ですが、人間の直接消費に向けた単価の高いものに生産物の用途がシフトしているということが、右側のグラフを見ていただければわかると思いますけれども、生産量自体はそれほど変わっておりませんが、単価が上がったことにより生産額がかなり上がっております。この1990年代中旬以降でございますが、先ほど申しました国外への販路の拡大というものがあろうかと思われれます。

そうしますと、10ページ目は対して底魚漁業でございます。底魚漁業というのは現地では白身魚漁業と呼んでいますけれども、対象のため、底魚漁業という言い方のほうが我々にとってはなじみ深いと思います。トロールやはえ縄その他を使って、特にマダラあるいはタラ類を採る漁業をそのように呼んでおりますけれども、特に主対象であるマダラの漁期ではございますが、左の下にございますとおり、1月から4月に集中しております。その中でIVQ方式が適用されておりますけれども、漁業者は採る魚の品質の向上に取り組んでおります。

ただし、特にヨーロッパ市場へマダラは輸出が中心なんですけれども、過剰供給によりましてマダラの単価は、右側の下のグラフにございますとおり、生鮮物、冷凍物の両方とも大きく下げているといった状況にございます。ですので、生産量は上がったけれども、その分、値段が下がってしまったということをお聞きしました。

そうしますと、11ページに今、ご説明しましたところが実際の数値で分析の結果をいただきました。トロムソの食料研究所の専門家の分析でございますけれども、近年の利益指

数を業種別に示しております。先ほどご説明しましたように浮魚漁業の特に沖合漁業というのは、非常に収益率が高いといったことが一目瞭然かと思えます。ただ、底魚漁業あるいは底魚・浮魚漁業の両方とも、沿岸漁業につきましては比較的収益性が低いといったことが、この数字からもうかがえるかというふうに思います。

そうしますと、最後のページ、12ページでございますけれども、まとめでございます。まず、現地の学識経験者はこういったノルウェーのIVQ方式をおおむね肯定的に評価しているところでございます。資源の管理に対する効果、あるいは収益性に対する効果というものが認められるといったことを左のほうに記しております。

それから、右の色分けしていますのは私どもの分析、まとめでございますけれども、まず、資源管理上の効果といたしましては、TACをきちんと管理するという意味で、IVQ方式は役立っている、これは一番右上のほうですけれども、それから、その下でございますけれども、小型魚の多獲が抑制されるかということにつきましては、彼らは水揚げ高を上げるために中大型魚を狙った操業努力をしているということも事実でございます。ただ、当然、自然の状況に左右される漁業でございますので、近年は小型のサイズも採られているといった事実もございます。

それから、青色の経営改善上の効果、これは先ほど申しましたとおり、コストを抑えて単価を上げるといった取り組みがございます。ただし、先ほど申しましたとおり、収益性につきましては国際市場の動向等、そういった部分についても影響される分があるかと思えます。

以上が大体の紹介でございまして、残りの13ページ、14ページは既に第1回会議でお示ししたものの再掲、参考でございますので、私ほうからの説明はとりあえずいたしません。

以上でございます。

○櫻本座長　ありがとうございます。

ノルウェーの現地調査の報告をしていただきました。どうぞ。

○太田漁場資源課長　すみません、先ほどBbanのところの一つ間違いがございまして、マイワシ対馬暖流系群に加えて、マイワシ太平洋系群もBbanが設定されております。これは同じように昔、悪かったときに設定されておりますけれども、近年は資源が増加傾向にございますので、あまりBbanを気にする必要はないという状況でございます。すみませんでした。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。訂正が1点ありました。

それで、先ほどの例ですが、ノルウェーの現地調査の例をご報告いただきました。後で自由討論の時間を設けたいと思いますので、とりあえず、今、ご説明いただいた内容あるいはこの資料に関して質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 基本的なことを確認するようで恐縮なんですけど、ノルウェーのやっている漁船ごとの割当というのは、IQ制度のバリエーションであるということと私は理解しているんですけども、もう一つは、そういうふうなことでやっているんですけども、成功と言いますか、うまく効果が出ているもの、出ていないものというのは市場との関係、経済的な関係があって、資源との関係とはやや別に魚価が上がったり、下がったりすることもある、それから、ご説明の中ではあまり出てきませんでしたけれども、ITQの導入はされていないということだと思ってしまうんですけども、それは説明の中にあった、いわゆる南北問題というのがやや影響してきていて、そもそも、そういう要求がないのかどうかもよくわからないんですけれども、そういう理解でよろしいのかどうか、教えていただきたいと思います。

○櫻本座長 いかがでしょうか。お願いします。

○猪又管理課課長補佐 佐藤委員のご質問にお答えします。

まず、資源を見てTACを設定するということは、基本的に日本とも他の国とも変わりませんので、まず、資源状況を見てTACが設定されるということでございます。その上で、国際的なマーケット、先ほどサバの例またはマダラの例をご説明しましたとおり、そういった実際に仕向けられるという市場によって、付く値段というものは変わるという、また、別の側面があるということだと思います。

それから、IVQと申ししたのは基本的にIQ方式でございます。ですので、IQ方式の一つのバリエーションというふうに考えておりますし、ノルウェー側もこれはITQであるというふうにはみなしておりません。ノルウェーは漁獲枠を配るに当たりまして、これがITQのような利権化された権利であるとは、考えていないというふうに申しておりますので、これはITQではなくIQの一部の方式であるというふうに考えるべきかと思います。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

重委員、お願いします。

○重委員 すみません、二、三点、お聞きしたいと思いますけれども、ノルウェーの場合は国際漁場を中心にやっているのですが、管理の必要性は非常にある中で、こういう厳しい個別管理をやっていると思うんですが、そういう意味では、ノルウェーの200海里の要するにノルウェーの中だけで管理できる魚種についても、こういうような形でかなり厳格な資源管理をやっているのか、どうもそのところは違うのかということと、それから、いわゆる規制の関係なんですけれども、資源の漁獲量、TAC、それから、いわゆるIVQという管理の他に、インプットのほうの管理という形で、例えば日本なんかはかなり厳格に船のトン数とか、漁場とか、漁期、漁法、そういうところを結構厳しく管理している訳ですけども、ノルウェーの場合はその辺のところ、例えば資料を見ると船のトン数なんかは上がっているようにも見えるんですけども、こういうのとインプット管理というのは、ある意味ではそれなりに日本に比べたら自由な形になっているのかどうか、その辺について教えていただきたいと思います。

○櫻本座長 お願いします。

○猪又管理課課長補佐 お答えします。

まず、ほとんどの主要な魚種につきましては、大なり、小なり、国際的に共有された資源であるということでございますので、ノルウェーの漁業は基本的にノルウェーEEZの中でございますけれども、ノルウェーEEZに関わらず、広く分布する国際的な資源ということで、基本的にはノルウェーで採っている主要な資源と言いますのは、国際的に共有された資源であるというふうにみなしてよろしいかと思います。そういった種類が全部で16種類、17種類あるというふうに聞いていますが、これでほとんどノルウェーの管理対象となる魚種はカバーされているというふうに聞いております。

それから、規制でございますが、先ほどほんの少しだけ申しましたけれども、まず、ノルウェーは漁業の免許制度を持っていますので、新規参入は非常に厳しく制限されております。その上で、漁船数、漁業者数を減らすという取り組みをしておりますので、基本的なところは一緒かと思います。漁船のクラスにつきましては日本とまた違う考え方がございますけれども、一応、漁業種あるいはクラスについても意識して管理されている、ただし、たくさんの漁船が減船される中で、今、残っている漁船の割合としましては、比較的大きな漁船が更新されて残っている、その平均が、今、言った6ページのグラフの結果と

して示されているというふうに考えます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほとんど16～17種類ある資源は、国際管理下に置かれているということと、それから、インプット管理も併用されているということだと思いますが、他にご意見、ご質問はございますでしょうか。田添委員、お願いします。

○田添委員 5 ページのほうに、漁獲量と漁獲高が90年代から回復基調にあるということを書いてあります。これは、2006年までなんですけれども、次の7 ページを見たら漁獲量が2010年まで横ばいなんですけど、2011年は大幅に減っている。それから、魚種別にブルーホワイティングがかなり激減して、ニシンも減少傾向、あと、カペリンとサバは増えているんですけれども、この辺はTACか何かの関係で、こんなに減ったり、魚種別に変動が激しいのか、その点を教えてください。

○猪又管理課課長補佐 ありがとうございます。

まず、ブルーホワイティングは魚種そのものが大きく変動する資源ですので、これはまず置いておきまして、それ以外の基本的な資源というのは、資源を見ながらTAC管理がされているということですので、資源を見て設定されているということはあろうかと思えます。前のほうのページで示したのは、全てを足した資料でございます。こちらの後のページで出てきましたように先ほどの7 ページの資料は、特に浮魚を主要魚種にしておりますので、必ずしも突合いたしませんけれども、ノルウェーのほうからいただいた情報をそのまましておりますので、年限とかいうものは必ずしも完全には合っていないという状況がございます。お許してください。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

他にご質問は。濱田委員、お願いします。

○濱田委員 ノルウェーの統計で漁船が減っています。それで、6 ページでは平均船長が上がり、平均馬力が上がっています。漁船数が減り漁船の能力が向上してきたというふうに読み取れます。結局、経営者とか漁船が廃業していったということになろうかと思えますけれども、減っていった、退場していった経営者というのは、どういう経緯だったのでしょうか。IVQ制度でコスト管理ができてよくなるということをよく聞きますが、結局は経営者の過剰投資がたたって、漁船が減っていったと思うのですが、事実確認です。IVQ制度がそのまま経営改善に直結するという話は大変疑問です。結局はノルウェーでも能力

拡大で漁船が減るという統計になっていますので、実態としてその辺をもしおつかみでしたら、お聞きしたいと思います。

○櫻本座長　お願いします。

○猪又管理課課長補佐　非常に複雑なご質問でございまして、正直、完全な答えをお示しすることはできません。ただ、私が聞いている限りにおきましては、減船のための補助金、あるいはIVQといった制度が漁船を減らす方向に作用しているといったことは事実でございまして、先ほどもご説明しましたように、減船のときに限って枠を移動するということによって漁業者サイドとしては減船をして、そのかわり、少し多目の枠をもらうことによって、1隻当たりの漁獲量を高めて、操業するというインセンティブが働いたといったことはわかりますけれども、それ以上の分析にいたしましては少しデータなり、また、分析の方法によって解釈というものが変わりますので、私が今、ここで申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

○櫻本座長　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員　ノルウェーなんですけれども、僕が現地で調査をしたときに聞いたのは、海底油田のほうで船に乗れる人の需要が物すごく多かったと、それで、漁業を離れて、そっちに移った人というのが少なからずいたという話です。あと、最近、漁船が減っていく中には、今、ノルウェーの中では漁船を複数のグループでシェアするという動きが出てきていまして、つまり、自分たちは漁獲枠を持っている以上、採れない訳です。それというのは1年のうちの2週間ぐらいで採れてしまうんです、ノルウェーの漁業者の場合。そうすると、みんながみんな、1隻ずつ船を持っている必要はないんです。ですから、これまで二つの別々の船で操業していたグループが一つの船をシェアするような形で使って交代で使う。それによって船の固定費を半分にするとといったような動きもかなり見られるようです。

以上、情報です。

○櫻本座長　ありがとうございました。

時間が押していますので、後でまたフリートーキングでご議論いただくことにして、次のホッコクアカエビのほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、次のホッコクアカエビのご説明をお願いいたします。

○藤田委員 資料３－２になりますが、平成12年、13年の新潟県で行った事業を取りまとめた報告書になります。大変大冊で恐縮なんですけれども、この前にもう１冊、報告書があります。いずれも新潟県水産課のホームページでご覧になれますので、興味のある方は見ていただければと思います。この報告書は非常に厚いものですから、この中で要点のみ簡単に説明をさせていただきます。

まず、皆様方が興味あるのは、なぜ新潟県で取り組んだかということかと思いますが、資料の１ページの終わりから２ページの初めについて記載されておりますけれども、まず、2008年９月、新潟県で豊かな海づくり大会が開催されております。そのときに新潟県の泉田知事が豊かな北欧の漁業を目指したいと、今ほどノルウェーの事例を報告していただきましたけれども、知事もノルウェーの漁業のテレビ放送を見まして、新潟県もああいったことに近づけられればということで、その漁業を目指したいというメッセージを発信したところ、当時、政策研究大学院大学の小松教授がそういったメッセージを受け取りまして知事に連絡を取って、当時、小松教授の指導のもとで海外事例等の勉強会を開催するということになりまして、小松教授はその後、新潟県の資源管理担当参与ということで、今、ずっと指導いただいているところであります。

その勉強会を２年ほどいたしまして、2010年７月からは、漁業者、流通業者、消費者、県の行政、それから、研究機関、学識経験者などをメンバーに、新潟県新資源管理制度導入検討委員会という委員会を開催いたしまして、小松参与を座長に、ここにいらっしゃる勝川委員も委員となられて検討会をしております。その中で、今後、新潟県で新資源管理という名前をつけておりますけれども、具体的に言えば、IQを取り込むような形で資源管理を進めようということが決まりまして、その魚種としてホッコクアカエビを選んだということです。

その中で、委員会の中でそういった提言がありましたので、その提言を受けて2011年９月から佐渡の赤泊というところで、新潟と佐渡の間の越佐海峡と言いますけれども、赤泊というところでモデル事業を開始したのが2011年９月から、ホッコクアカエビは寿命が長いので、10年ほどありますので、その資源管理も時間がかかるだろうということで、2015年９月まで事業を行うということを決めております。

また、2012年８月からはそういった赤泊のモデル事業を検証するために、新しくこの報告書の題名にもありますとおり、新資源管理制度評価・運営改善委員会ということでモデ

ル事業を評価、また、モデル事業を行っていない地域のエビの資源をまた検討するといった会議をしております。その12年、13年のまとめがこの報告書ということでございます。この3月で一旦、この委員会は終了いたしまして、この報告書をつくったということです。

あと、15ページまで飛んでいただきまして、何でホッコクアカエビを対象種にしたんだろうということですが、新潟県が単独で行う訳ですから、移動が少なく、他の県、他の海域に影響の少ない魚種が良いだろうと、幾ら私どもが採る量を決めたところで、他からどんどん、北海道、石川県、そういった産地から入ってきてはIQを行う意味がないだろうということで、なるべく値段の面でそうだけれども、資源的にも独立したところが良いということで、新潟県で単独で行うといった関係から移動の少ないもの、それから、資源管理を行う訳ですから、基礎的なデータが充実していないとできないということで、比較的、資源の情報が豊富な魚種、また、どうせやるのであればあまり資源量の小さいものやってもしょうがないので、水揚げ金額が上位にあるもので、新潟県にとっても重要な魚種ということで、ホッコクアカエビを選んだということです。

先ほども申しましたけれども、何で赤泊でやったかということを繰り返しますが、赤泊という地区は新潟県と佐渡のイメージを頭に描いていただきますが、越佐海峡というのは佐渡と新潟の間に挟まれておりますので、比較的、他の影響が少ないと言いますか、海域として独立した水域とみなされるということ、越佐海峡内は底びきが禁止されておりますので、底びきのエビびきとは重ならないということもございまして。そういったことで、その海域を選んだということ、また、底びきですと色々な魚種が採れますから、かごであれば単一魚種に近い形でホッコクアカエビを狙って採れるということでエビが良いだろうと。また、漁業者の方もその地区は当初、4経営体、7隻ということで人数も比較的少なかったものですから、合意が得られやすかったということもありまして、そこをモデル地区としたという理由がございまして。

そのモデル地区の概要につきましては、16ページの表に書いてあるような形です。どうしてもIQをやる場合、ABC、TACというものを厳密にという話になりますけれども、なかなか、そういったことはできなかったんですが、科学的な根拠に基づくABCと、それを下回るTACを設定すべきということは委員会でも指摘があったんですが、どうしてもそこにいくまでにはデータが足りないということと、漁業者の方の安心を得るということもあって、過去5年間の漁獲量の共済と同じで5中3で、その漁獲量に0.98を乗じた値を地

区のTACとして決めました。

ただ、ずっとそれでいこうということではなくて、ABCを算出するために今でも水産海洋研究所、新潟県の水産試験場ですけれども、そこで稚エビの発生量の調査を行って、科学的なデータに基づくTACを出そう、ABCを出そうということで調査は続けております。漁業者のIQの配分につきましても、IQの設定につきましても同じく5中3という形で、そういった形で漁業者の同意がとれたということで、そのような配分にしております。

また、資源管理効果を早く出すために、また、漁獲量を今までと同じようなことをしては、同じように採れるという危惧もありましたので、えびかごの網目について今まで10.5節だったものを10節にしたと。それについては支援をさせていただきました。また、漁業者の方の安心を得るために、当然、どうしても収入が減るという心配をされておりましたので、低利の融資というものを用意いたしましたし、また、こちらの水産庁の国の漁業所得補償支援制度を使わせていただいたということもございます。

漁獲量の管理ですけれども、漁獲成績報告書を毎月出していただいて、IQの量の80%以上になったところで毎週、成績報告書を出してもらおうという形をとりました。あと、IQをやっている重要なのは漁獲量の監視ということですが、新潟の場合、特に佐渡は横流しすることはほとんどない、当然、船ですので横流しをする心配もないんですけれども、それでも、そういったことがないようにということで、県の職員がほぼ毎週、出荷の監視に当たりました。漁協のデータと職員のカウントを照らし合わせたところ、相違が0.02%しかないということで、今のところは特に監視をしなくても良いだろうということになっています。当然、罰則は設けておりません。

こういった中で成果としまして、また、漁業者の反応ということを23ページあたりに少々書いてございますが、採る量全体を決めたということで、えびかごも新潟県の場合、底びきに合わせまして夏場は採らないという協定を結んでいたんですけれども、採る量を決めているのなら夏に採っても良いでしょうという底びきの了解も得られまして、夏操業をすることができたというメリットがありました。そういったことで、夏の採っていないときに採る訳ですから、当然、単価が上がったということ、また、佐渡は観光地ですから、そういった面で、これからもっと生かしていきたいと思っていますし、上がった単価のものをいかにして佐渡でうまく使うかということは今、検討しているところです。

また、IQをやるメリットの中に、どうしても経営の部分が出てくるかと思うんですけれ

ども、経費を削減しないと、これ以上、続けられないというのは、新潟のえびかごもそういったところではございまして、採る量を制限しているのだからということで、モデル地区に限って船ごとのかご数制限を撤廃するような形、今、1経営者が2隻を持っている方は、1隻で操業して構いませんよというふうなことで、実際にまだこれからの話なんですけれども、そういったことを今、進めております。

漁業者の方の最後のそういった今時点の感想なんですけれども、採る量を与えられたことによって何か急いで採ろうという気持ちが無くなったと、競争する気がなくなってゆったり採れるような余裕が生まれたということで、休みやすいというふうな話はいただいております。そこら辺、今後の方針や取りまとめは54ページ以降に書いてありますけれども、その点、少し読んでいただければと思います。

新潟県からは以上です。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

資料3-2に基づいて新潟県で導入されておりますホッコクアカエビのIQ制度について、導入の経緯、現状、効果、問題点等についてお話をいただきました。ただいまの説明及び資料に関してご質問等があればお願いいたします。八木委員、お願いします。

○八木委員 どうもご説明をありがとうございます。

最初のページに写真があって、それに興味を持っているんですが、かごがあって、そこにつり革の丸いようなものがあるって、そこからエビが逃げるような感じになっている仕掛けがあるように見えるんですけれども、それはどういう仕掛けで、いつから導入されているんですか。

○藤田委員 最初の表紙の写真ということですね。横に丸くあるところからエビが入るような形になっています。筒状になっていまして、ここから入って、餌が途中につるされているんですけれども、あと、漁獲するときは底の絞りをあけるような、勝川先生がよく船に乗られたのでよくわかっているかと思うんですけれども、そんな形でよろしいでしょうか。

○八木委員 わかりました。かにかごなんかではエスケープホールといって、こういうところに小さなカニを逃がすようなやつをつけているので、それかと思ったんですが、それとは違いますね。

○藤田委員 エビの場合は、この網目のどこからでも逃げられる、大きさによってですけ

れども、そういった目合いになっています。入るときは侵入口からほとんど入っているようですけれども、出る場合は大きなものも小さなものも、どこからでも出られるような形になっているかと思います。

○八木委員　それで、もう一つ、質問があったんですけれども、もう一つはえびかごの場合、場所を決めて設置するんだと思うんですけれども、そうすると場所を決めて設置するので、もともとの漁業者が調整をした上で、検討する前からそういう漁業者同士の調整というのはあったんだと思うんです。だから、自主的に既に何か規制を導入していたと、そういう中でプラスアルファでIQの話があったというふうに私は理解していて、それで、そういう下地があるところは例えばえびかごの設置場所は多分、固定していると思うんです。

そうすると固定してあるので、縄張りが決まっているので、それに従ってクオータを個人別に分けても、それほど抵抗はなかったのかなという気がしたんですが、何が言いたいかというと、何かの下地があったのでIQが導入しやすかったのかなという気がしたんです。だから、漁業者がその前にやっていた自主規制がどういうもので、それで、どういう規制があったので、IQがやりやすかったのかというのが、何かあれば教えていただければありがたいんですけれども。

○藤田委員　えびかごの場合、底びきより後発だったものですから、資料の12ページを見ていただくとわかるんですが、1970年代、図5です、エビが大量に初期資源に近かったということもあって、かごにとっては大量に採られた時期がありまして、その後、えびかごの減船もありましたし、網目の拡大を自主的にどんどん進めていったということもありまして、一旦、1990年の底があります、資源的にはというか、漁獲量的には、その底を境に、また、そういった各漁業者の区域もそうでしょうし、漁期、それから、目合いの拡大、減船等々を経た中で、また、少しずつ回復してきたというふうな経緯がある中で、資源管理は必要だという認識は、えびかごの漁業者は非常に強いものがあったと思っています。下地というのはそのくらいでよろしいでしょうか。

○櫻本座長　よろしいでしょうか。では、勝川委員、お願いします。

○勝川委員　実際に実証試験に参加している漁師から、どんな感じが聞いたんですけれども、えびかごというのはかごをずっと落としておいて、陣取りゲームみたいな感じでエリアを自分で取る訳です。それで、幾つか漁場があって、どこに自分の陣を張るかという、そこが非常にばくちだったそうなんです。つまり、年によってエビが来る、来ないという

のが変わるんです。それで、以前は年によって当たり、外れがあったけれども、IQ方式になって何が起こったかという、たくさん、良い当たりの漁場に当たった人が自分は十分採ったから、ここを一部使って良いよというような形での漁場の譲り合いというか、有効利用ができるようになったというような話を聞いています。

○櫻本座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にありますでしょうか。では、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 実際にIQ消化はどれぐらいでしょうか、満度にいったということでしょうか。

○藤田委員 それも報告書のどこかに書いてあるはずなんですが、すみません、今、見つけれないんですが、おおむね80%ぐらいしか初年度は使っていないかと思います。ちょうど、この事業を始めたときに16年、それから、19でしたか、加入量が少ない年に当たってまして、そんなこともあって県下中、エビは今、漁獲的に多くない状況にあって、枠としては80%程度だったと記憶していますが、資料のどこかに……。

○櫻本座長 24ページにテーブルが載っています。

○藤田委員 消化状況がありますね。24ページにありますとおり、消化率は73とか、その後、2012年が83ということで70から80という程度です。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

もしなければ、これからフリー討論に入りたいと思うんですが、その前に水産庁の事務局側で、IQ・ITQ方式を我が国に導入する場合の視点について整理した資料を作成していただいておりますので、まず、それを説明していただいて、それをもとにフリートーキングということで、30分から40分ぐらい時間を充てたいと思います。では、まず、ご説明をよろしくお願いします。

○黒萩資源管理推進室長 それでは、資料3-3、表にIQ・ITQ方式の我が国への導入についてという資料でございます。

視点の整理をさせていただいております、IQ方式についてでございます、1ページ目。TACを個別の漁業者に配分するIQ方式を特に我が国において国が主体となって実施する場合、以下のような観点から検討する必要があるのではないかということで、3点、挙げさせていただいております。

まず、一つ目として、IQ方式については先ほども報告がありましたように、資源管理の実効性を確保し、漁業経営の収益性を改善する効果がノルウェー等で認められているとい

うところがあります。我が国においても、これまでIQ方式が実施されていない魚種、漁業種に対して、IQ方式導入の可能性を検討すべきではないか。その際、漁業者間でIQの譲渡を認めない限り、少数の者に漁獲割当が集中するといった悪影響を招くことはないのではないか。

それから、2点目としまして、一方で、我が国は魚種や漁場環境の多様性が極めて高い中緯度地域に位置しており、特定魚種を選択的に漁獲できない地域や漁法があること、また、大小様々、かつ多数の漁船によって漁業が営まれていて、漁船ごとの漁獲枠配分や漁獲量のリアルタイム把握が極めて困難な漁業種が現実にあると、このような魚種、漁業種に対してIQ方式を導入するには、解決すべき課題が多いのではないか。

①、②を踏まえて3点目としまして、特定の魚種を選択的に漁獲でき、操業漁船や漁港が限定されるなど、漁獲量のリアルタイム把握が可能で、かつIQ方式による資源管理、経営改善の効果が見込まれる漁業種から取り組んでいくべきではないか。これらの漁業種に対しては試験的にIQ方式を実施するなどして、我が国においてIQ方式が効果を上げることができるかを検証することが望ましいのではないかというふうに、IQ方式については整理しております。

ITQ方式につきましては、前回に配布した資料にもあります。そのまま書き写してございます。一部の国で導入されている漁業者間での割当の柔軟な移動を可能とするITQ方式を我が国で一般的に導入することについては、以下のような観点から検討する必要があるのではないかということで、まず、一つ目として限られた水産資源を漁獲して、国民に水産物を供給するという漁業の果たす公益的な機能を前提とすれば、漁獲量の割当は無償で与えられるというところであり、無償で入手した割当を当事者間において任意に売買することを認めることは、不当利益を容認するということになるのではないかと。

2番目として、漁獲量の割当を受けた漁業者が割当を使用しない場合には、第三者に売却するのではなく、行政に割当を一旦、返還させ、そして行政が適格性を審査した上で新たな漁業者に対して無償で割当を行うということが、最も公益に資するのではないかと。

3点目として、水産施策上も漁業への新規参が要請される中、割当の購入が必要となるのであれば、新規参入者にとって割当の確保による参入コスト増となるのではないかと。

4番目として、割当量の移動という局面においても、割当量の追加配分を受けようとする場合には、当該漁業者の漁獲能力等を含め、改めて適格性の審査を行うことが適当では

ないか。

5 番目として、割当が権利化することにより、TAC、ITQの削減が現実には困難となると、資源状況の改善についてはむしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあるのではないか。

6 番目として、長年、培われてきた操業慣行や操業秩序だけではなくて、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるのではないかというふうに視点を整理しております。

先ほど言いました資料2の第1回資源管理のあり方検討会の資料の6ページ目から12ページまでがIQ・ITQに関して、前回、資料として用意したものでございます。ご参考にしていただければありがたいです。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

我が国にIQ方式あるいはITQ方式を導入される場合に懸念される事柄とかメリット、それから、こういう方式のほうが良いのではないかという提案的なこと等についてご説明いただきました。

これからフリートーキングということにしたいんですが、今のご説明をベースに議論したほうが効率的だという気がします、これに関わらず、ご議論いただいても結構でございます。先ほどの質疑のところで大分本質的な質問もされたと思いますが、それも含めまして、これから30分ほどフリートーキングということにしたいと思います。では、ご意見をお願いします。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 確認だけで、先ほど聞けばよろしかったんですけども、新潟県さんからのご説明があって大変ご苦心いただいて、大変立派なレポートがつくられて興味深く読ませていただきましたけれども、その中で51ページのところに現地意見交換会というところがあって、それで、IQ制度に対する意見というのが並んでいまして、それは賛成、反対、地区ごとに色々あるということで、そのとおりだろうというふうに思うんですが、この中でITQの話が賛成、反対のご意見、あるいはそれに関連する事柄が出てきていないんですけれども、それは現実には何か出ているのか、それとも射程というか、今回のフェーズではそこまでもともし取り扱っていないので、そういうご意見が出てきていないということなのか、事実関係だけなんですけれども、教えていただければというふうに思います。

○藤田委員 実際、漁業者のほうからITQということであると、どうしても小さい漁業者がいなくなるとか、そういった心配をされている漁業者がいることは確かです。ただ、そ

れ以前に地区によっては経営自体がもう成り立たない中で、いかにして漁業を続けるかという中でIQの配分と、そうなると前年までの実績すら非常に少なく困っている中で、IQの配分をどうするかということで非常に頭を悩ませて、その配分を人にやるだ、やらないだというところまで話が進まなかったというのが実態です。ただ、モデル地区となった赤泊地区は比較的、そういったことに余裕があったものですから、前年までの実績で割り振って進んだということ、将来的にはITQになったらどうなるんだろうという心配を上越地区の底びきの漁業者等は心配をしている向きはありました。

○櫻本座長　ありがとうございます。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員　資料確認で、すみません、先ほどもう1点、聞き忘れたことがあります。ノルウェーの資料で11ページのところでございます。利益指数が書かれていますが、操業の利ざやとか、投下資本収益率、自己資本収益率というふうに書いています。右二つは何となく理解できますけれども、操業の利ざやというのは日本でいう漁労売上利益率ですか、これは営業利益や経常利益の利益率ではございませんよね、多分、恐らく。操業の利ざやなので漁労売上利益のことではないでしょうか。あまり聞いたことのない名称なんです。

○櫻本座長　お願いします。

○猪又管理課課長補佐　正直に申しますと、そのまま資料をいただいたものを日本語に訳すときに、私もここは収益率というのを利ざやというふうにワードを訳したんですけれども、というのは、右のほうに収益率という言葉が並んでいますので、基本はこれは操業にかかったコストと売上高の比であるということで、今、濱田先生がおっしゃった分と基本的に変わらないと思います。

○濱田委員　販売費、管理費を含まない、要するに漁労売上利益率というイメージでしょうか。

○猪又管理課課長補佐　恐らくそれに近いものかと思います。完全にどういうふうに定義したのかというのは、すみません、これは私がやったものではありませんので、どこまで含めているか、入れていないかというのは、今は申し上げられないんですけれども、基本的にそういったところに近いものに落ち着いているというふうに理解します。

○櫻本座長　よろしいですか。

○濱田委員　漁労売上利益率ということならあまり高いというイメージが湧かないもので

すから、それを聞きたかっただけです。むしろ、この数値は低いです。

○櫻本座長 ありがとうございます。

他にご意見はありますか。八木委員、お願いします。

○八木委員 資料3-3をただいまご説明いただいたんですが、IQですとか、ITQはツールであって、それが目的ではないんですよ。だから、それを使って何を達成したいのかというのが必要で、今のご説明だとそこがあまり語られていないような、何か理念があまり語られていなかったような気がしたんですけれども、それで、ITQ方式、実施されていないものに対して導入の可能性を検討すべきではないかというのは、それはそのとおりで、今、やっている最中なんですよ。

ただ、後のほうを読むとITQについては操業慣行ですとか、漁村社会に重大な影響を与える恐れがあるですとか、不当利益を容認することになるのではないかと①に書いてあって、それを見ていると、何となく社会を守ることですとか、公平性を守ることですとか、そういう理念がありそうな気はするんですけれども、何となくこの資料自体、前段が何か必要なのに、それがなくて各論に入っているような気がしたので、何か前段みたいなのをどうお考えなのかと思っています。

しつこいようなんですけれども、私が漁業者の方に色々ヒアリングして、それで、どういう目的で何を達成したいと思って漁業をされているのかというのを、もっと聞いたほうが良いですよという話をしていたんですが、そこは理念を決めるところで重要なのかと思っています。そこが質問です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

○黒萩資源管理推進室長 ITQを導入するには、基本的な考え方がある一定の方向に向いていないとITQ導入という話にはならないということですかね。そういったことを言われているんですかね。

○八木委員 漁業を何の目的でやっているのか、しつこいようなんですけれども、漁村社会の安定を狙ってやっている人もいると思うんです、あとは自分で儲けたいからやっている人もいると思うんです、あとは自分の生まれ育った浜を守りたいとか思ってやっている人もいるかもしれないんですけれども、だから、そのうちの何の目的を達成したいので、ITQが道具として要るんですとか、IQが道具として要るんですという議論をしたほうが良いと思うんですよ。なぜかという、代替の手段ですとか、一緒に導入したほうがもっと

効果があるのではないかという手段ですとか、そういうものがそういう議論をすると見えてくるような気がしたので、そういう指摘をしたということなんです。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。まず、何のために管理をするかという目的があって、その手段としてIQが必要であればIQを使うとか、他の代替の方法があれば、そちらを使うとか、併用するとか、色んな方法があるでしょうけれども、最初に理念の部分がこの資料3-3にはないのではないかというご意見だったと思うんですけども。

○枝元資源管理部長 ご指摘はごもっともだと思います。ただ、あえてそこを書いていないということもございます。この管理のあり方検討会そのものがご説明したとおり、水産大国だった日本というものがあり、様々な努力を重ねているんだけど、水揚げ量にしろ漁獲量または生産額にしてもなかなか伸びないという状況があって、このあり方検討会は資源管理という切り口で、ひとつそこを考えてみたいということが1点ございます。そのときによくIQとかITQという議論が色々なところでございますので、それも一つここで議論して、委員の先生方の色んなご知見なりをいただいて、活用できるなら活用していくということだろうと思います。

ただ、他方、これはある程度、そういうIQ・ITQということで我々なりに視点をまとめましたけれども、当然ながら、IQとかITQというのは一つの資源管理の手法にしか過ぎませんので、そういう意味からすると、資源管理をきちっとやっていく、実効性を確保していくということと、経営をより強くしていくという大きな全体としての目標の中で、当然ながら、そこに例えばITQであれば我々的に考えると、公平性とか、農漁村社会とかいうところで、色々課題があるなという感じを受けていますし、IQそのものだあまり移動を認めなければ、そこまで考えることもないのかなというぐらいのまとめなんです。

そこはぜひ、このフリートーキングですとか、先ほどご説明したようにノルウェーに関しては非常に少ない魚種が一定の国際的な取り決めの中で均一的な方々を中心に、北と南で違うようなんですけども、やられているということなので、ほとんどの漁業種類がIVQという形になっているんですけども、日本はここにもございますとおり、様々な魚種、また、様々な漁業形態がございますので、どれでもこれでもIQというのは、我々なりに疑問を持っているんですが、そのあたりはぜひフリートーキングだとか、さらに申し上げますと今回、個別の魚種を取り上げて、これからご議論いただくということにしておりますのはある意味、魚種とか、漁業種類でも色んな管理の仕方というのが違うのではない

かという感じもしております、そこについてはこういうフリートーキングですとか、個別の魚種の議論の中での先生方の意見を踏まえながら、色々参考にさせていただいて考えていきたいと。

ただ、そのときにIQだとかITQということのを頭から外すんじゃなくて、もし、非常に良い可能性があるのだったら、我々もチャレンジしていくべきだと思うし、そういう意味では、非常に真っ白な状態で先生方のご意見を聞きたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○櫻本座長 八木委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今の八木委員の発言とも関連いたします。私はIQについては資源管理の手法の一つでありますから、ここで整理をされているように、色んな条件の中でこれが適しているということであれば、一つの手法として積極的に検討していく必要があるかと思っています。ただ、ITQについてはこれが資源の管理の手法なのかどうか、私は個人的にはこれは資源の管理の手法ではなくて、漁業の構造をどういうふうに誘導していくかという構造を誘導していくための手法であるというふうに思っていて、資源の管理の手法の中で、これを並べて議論をするということについてはふさわしくないのではないかと考えています。この辺をはっきりさせていただいた上で、議論を進めていただければというふうに思います。

○櫻本座長 ありがとうございました。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員 私の個人的な考えなんですけれども、IQ・ITQというのは様々な資源管理、漁業管理の色んな選択肢の中の一つに過ぎないという認識がすごく重要だと思います。私どもの水研センターで2009年に管理のあり方（我が国における総合的な水産資源・漁業の管理のあり方）というレポートをまとめましたが、その中では理論的に78種類の資源管理のツールがあると、IQ・ITQはその中の二つに過ぎないと、IQを導入するにせよ、その他の様々な操業時間だとか漁具だとか、隻数制限だとか、そういう色々な管理方策と組み合わせて導入することをしないと、効果は無いですよというようなことを議論しております。

そういう意味において、どういう資源、どういう漁業にIQ・ITQが適しているのかという点なんですけれども、私は以前、2008年ですかね、オーストラリアに調査に行きました。

オーストラリアは多様な魚種を採っていますけれども、その中でオーストラリア政府がIQ・ITQに適したものを選び取って、それにIQ・ITQ制度を被せていくという政策をやっておられます。南オーストラリア州というところの行政官に、あなたたちはどういう基準で資源あるいは漁業を選んでいるのですかということを聞いたところ、四つ、条件があるとおっしゃっていました。

一つ目は漁獲がクリーンキャッチと言いましたけれども、多種多様な魚を一気に採る漁業ではなくて、単純に1種か、2種だけきれいに採れる漁業種類であること、その資源の単価が高いこと、そういうのが一つ目の条件です。

二つ目が関係する漁船あるいは漁具、漁法の多様性が低いこと、すなわち、大体、みんな似たような船で採っているということです。それは恐らくコスト感覚やリスク回避度にも大きくかかわってくるところなので、似たような人たちがやっているところであれば、IQ・ITQはやりやすいと、沿岸の小さい船と大きい沖合の船が一緒にやっているところがやりにくいというようなお話でした。

それから、もう一つ、重要だと思ったのは既存の組織があって、そこでちゃんと資源管理などの話し合いをする枠組みがあるということです。これは先ほど八木先生が指摘された、既存の仕組みが下地としてあったから、新潟県さんではIQがうまく導入できたんじゃないかというところにもつながると思うんです。

そして、最後、四つ目は関係する漁船の数が100隻以下が望ましいと言っていました。あまり関係者が多過ぎるとうまくいかないというようなことをおっしゃっていました。

以上、情報提供です。

○櫻本座長 ありがとうございました。

東村委員、お願いします。

○東村委員 私はこれまでカナダのズワイガニの漁業管理の研究をやっておりましたけれども、カナダ産ズワイガニというのは大きく二つに流通上は分かれています。AとBということにいたしまして、Aが非常によいもの、日本にも直送で入ってくるようなもの、Bはあまり良くなくて実はBのほうがかなり多いんですけれども、日本に流入するものとなれば、最近是中国が減ってまたインドネシア等に行っていますが、要は再加工されるものというふうにあります。

AのほうとBのほうの両方ともIQ制度を導入しています。ですけれども、両地域のズワ

イガニ漁業の歴史等々もありまして、同じIQ制度をとっていても例えばAなんかは76人ぐらいの漁業者が採っていて、今、古い統計で10年ぐらい前なんですけれども、一つのライセンスにつき76万ドルぐらい、数字の桁が苦手なので、1ドルを100円ぐらいで感覚として見ておいてください。75万で、Bのほうは、こちらは2,500人ぐらいの漁業者にIQが渡っていて、数字としては1万3,000ドルぐらいの水揚げがあると。つまり、同じIQを導入していても、全然、漁業の状況は異なってきます。カナダは国が管理しているんですけれども、どうやら方針は各ブランチが決められるようで、Aブランチ、Bブランチみたいな感じで決められるようです。

もう一つ、付け加えたいことは、結局、AとBでどうしてこういうふうに変ったかという、漁業者がそうしないと納得しなかったからに尽きるんですが、漁業の実態に合わせないとIQというものはそもそも導入できないし、また、カナダの漁業でついついIQのことばかり目が行きがちなんですけれども、物すごくたくさんのルールの中の一つにIQもありますよという感じなんです。その物すごく細かいルールというのは、A4の紙ぐらいの大きさにびっしり、二、三枚ぐらいルールが書いてあるんです。その中ではあまり使っていないルールもあるかもしれませんが、ここに今回、配布されてあるIQ方式について国が主体となってというふうに書いているのが私は少し気になった点で、カナダも国が入っています。

そうすると、国で制度をつくる場合は例外がないように、漏れがないように、そして罰則というか、違反したときはこうしなければいけないよということをきっちり決めていかないと、もし漁業者団体が後はやってくださいねといってやってくれるなら、そんなに難しくなく、うまくいく場合もあるでしょう。ただ、国が何にもないところにいきなりやるといったら、物すごく大変な作業ですし、そもそも、八木委員もおっしゃっているように、どのような漁業構造が望ましいのかとか、資源保護の目的の水準だったり、具体的な政策目標を持って制度設計をしていかなければいけないということが実はすごく大変で難しい。監視もカナダでは海から、陸から、空からやらないといけないというようなことです。

もう一つ、付け加えたいのは、IQ・ITQ以外のもののほうが政策目標・目的を効率的かつ効果的に達成できるということは十分にあり得るので、あまりIQか何かというじゃなくて、何度も牧野さんもおっしゃったように、ある管理方式のたった一つであるということは十分認識されるべきだと思います。

ちょっと冗長になって申し訳ありませんが、以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 先ほどの牧野さんに少し質問なんですけれども、僕がオーストラリアの政府から聞き取りをしたときは、経済規模が大きな漁業から順番に入れていきたいというような話を国の方針として持っているという話だったんですけれども、先ほどの四つの条件というのは特に国の方針としてはなかったような気がします。あと、漁船の規模が違う場合、確かに漁船の規模が揃っていれば何でもやりやすいんですけれども、漁船の規模が違う漁業で有効な管理方策というのはどういうものなのか、教えていただけますかね。漁船の規模があまりにも違うと、操業形態が違っているとインプットコントロールではうまくいなくて、漁獲枠の個別配分ぐらいしか調整が成り立たないように僕は思うんですけれども、その辺はどうですか。

○牧野委員 ありがとうございます。

一つ目、まず、規模が大きいものから入れたいというご方針ということなんですけれども、それは恐らくそうなんだと思います。関係漁業者が100隻以下というのは、先ほど東村さんがおっしゃったように2,000隻、3,000隻もいるような漁業ではなくて、ある程度、でかい船が少数でやっているような漁業というようなイメージなのかなと想像しています。

二つ目のポイントですけれども、規模が全くヘテロジェネイティが高いような漁業でどうやって管理するのかということなんですけれども、確におっしゃるような個別割当というのは一つの有効な方法だろうと思います、条件を満たせば。他にも例えば操業海域を分けるとか、TACを沿岸と沖合で分けて、沿岸はそれぞれの利用者団体にプール制にするのか、IQにするのか、それとも、他の方策で管理するのかなどを自分たちで決めてもらうと。沖合はある程度、国が直轄的に管理するというような分け方というのも、恐らく漁業種類の多様性に対する管理方策の対応としては有効なんだろうなと思っています。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

申し訳ないんですが、時間が迫っておりまして、今までの議論をまとめますと、IQ・ITQというのは一つのツールであると。ツールを使う前にまずどうやって資源を管理するのか、何のために資源を管理するのかというまず目標があるはずだと。それに従ってどういうツ

ールを使うかというのを考えていくべきだという意見がございました。

それから、実際にそういうのを導入するときには条件というのが非常に大切で、条件が合っているものから入れないと、多分、うまくいかないのではないかなというような議論もあったと思います。それから、もう一つ、重要なポイントだと思うのは、IQは資源管理の一つのツールとして非常に重要あるいは有効かもしれないけれども、ITQというのはIQとはちょっと性質が異なり漁業構造の問題だというようなご指摘もあったと思います。今、国がトップダウンの制度として実施していくにはかなり大変だというようなお話もありました。

このまま少し議論をしていると、あと、1時間、2時間がすぐたってしまうような気がしますので、議題3もありますので、一応、個別の資源に話をシフトして、さらにまた必要であればIQ・ITQの話もさせていただきたいと思うんですが、それで、IQ・ITQの話はとりあえず、ここでひとまず議論を閉じさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それで、実は勝川委員のほうから事務局のほうに参考人招致をして、IQ・ITQについてさらに議論を深めたいというようなご希望があったというふうに伺っています。検討会開催要領の第2の4では、検討会は必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができるとされておりますが、それに従って今日も参考人の方にご出席いただいているんです。もし、ここでそういうご提案をしていただいて、委員の方の了承が得られれば、次回あるいはその次でも構わないと思いますが、参考人として勝川委員が推薦される方を招致したいと思います。勝川委員、何かそれについてコメントはありますでしょうか。誰かを参考人として呼び出したほうが良いというご提案があれば、ここで伺いしたいと思うんですが。

○勝川委員 IQ・ITQに関する議論であれば、国内でこれまで一番それを推進してきた小松先生の話聞いておくのも重要ではないかということと、あと、クロマグロの件なんですけれども、クロマグロの一本釣りの漁業者が壱岐市マグロ資源を考える会というのをつくってまして、資源の持続的な利用について取り組んでおりますので、そういう現場の声を聞いた上で政策を考えていくとよいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

クロマグロの件については前回、ご意見をいただいたと思うんですが、今、ご提案いた

だいた小松先生の招致ということに関してはいかがでしょうか。招致してもよろしいでしょうか。特段、反対意見がなければ小松先生のご都合もあると思いますので、次回に出席できれば次回、次回が無理であればその次ということで、少しIQ・ITQについて議論する時間を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。重委員、お願いします。

○重委員 もちろん、他の方も一緒だと思うんですけども、色んな話をこの場で聞くことは良いことだと思いますので、小松さんを招聘したいということであれば、時間的な問題もあるでしょうけれども、それ自身は構わないと思いますが、ある意味で小松さんの見解というのは非常にわかっているんですが、片方の話なので、できれば事務局のほうでバランスをとったような話をお聞きできるようにしていただけるとありがたいんですが、一方的な話ではなくて全体的な話も見えるように。

○櫻本座長 ありがとうございます。

どういたしましょうか。事務局側としては、誰か、ご提案いただいてもよろしいんですが、こういう方をとか。

○重委員 今、この場なのでにわかには。

○櫻本座長 もし、招致するとすれば、ここでご提案いただかないと。

○重委員 次回。

○櫻本座長 そうですか。では、また、次回、それでよろしいですか。

○枝元資源管理部長 それだったら我々が考えて委員の皆様にご了解いただくとか。

○櫻本座長 では、事務局側に選任していただいて、皆さんにそれをご提示していただいて、承認していただくというプロセスでよろしいでしょうか。

○黒萩資源管理推進室長 そうなると、次回に小松先生、次々回に今、重さんがおっしゃったというようなことにもなるんですけども、座長のほうに一任していただいて、同時に聞くという理解でよろしいのでしょうか。

○重委員 それはスケジュールの問題で良いんじゃないですか。要するに今までこのメンバーでやっていたのに、そういう形で入れてお話を聞くのは良いんですけども、特定の話だけではなくて、また、別の話も聞いたほうが良いのではないかということだけですので、お任せします。

○櫻本座長 私の意見としては同時に来ていただいたほうが多分、議論としては良いのかなと。

○黒萩資源管理推進室長 了解しました。

○櫻本座長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、時間が超過しておりますが、ここで10分間、休憩したいと思います。35分まで休憩といたしたいと思います。

(休 憩)

(再 開)

○櫻本座長 それでは、時間になりましたので、議論を再開したいと思います。ご着席をよろしくお願いします。

それでは、議事3のスケトウダラ、マサバの資源管理の取り組み等についてということで、参考人の方より発言をお願いしたいと思います。

まず、最初にスケトウダラ日本海北部系群関係の沖合底びき網漁業の関係者の方にご発言をお願いいたします。よろしくお願いします。

○富岡参考人 全底連の富岡と申します。よろしくお願いします。

私どもは今日、資料は資料4の1枚物でございますけれども、その前に沖合底びき網漁業というものについて、先生、皆さん、ご存じかと思いますが、簡単に概要を述べさせていただきます。

沖合底びき網漁業というのは、船の大きさですと15トン以上の漁船を使って、いわゆる底網を引っ張って魚を取るという漁法を使っている漁業であります。現在、今、大臣から許可を得ている船は360隻強が全国でおります。非常にバリエーションが多くて、採る魚は決して単一の魚種が入るということはまれで、まれというか、ほとんど無いんです。必ずタラであったり、カレイであったり、そこにいる魚が採れるという、そういう漁業であります。そういった漁業を私どもは会員にして、全国団体としてやっている団体でございます。

私のほうから、底びき網でスケトウダラ日本海北部系群の管理の状況についてお話しさせていただきますが、基本的に日本海北部系群というのは、平成4年度以降、資源が非常に減少傾向を示していると、また、平成18年級の加入は良かったと言われておりますけれども、総じて資源水準は低位で減少傾向であるということは、我々どもも承知しているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、我々のほうは漁業種類を超えて、スケトウダラという

のは沖合底びき網漁業だけでなく、沿岸漁業も皆さんも使っておりますので、こういった漁業種類を超えて連携して、資源管理に取り組んでいるところでございます。そのうち、我々大臣許可漁業である沖合底びき網漁業については、大きく言うと三つの取り組みをやってございます。一つは平成9年からのTAC管理ということでございます。二つ目は平成19年からの資源回復計画による取り組み、さらに三つ目は平成23年からの資源管理計画による取り組みであります。ただ、この三つの取り組みというのは、従来からそれぞれ地域で取り組んでいた取り組みがこういった計画という名前に位置づけられて、取り組みがさらに強化されたというふうに理解していただけたらよろしいかと思います。

日本海北部系群でございますけれども、沖合底びき網漁業では新潟県から北、新潟県、山形県、秋田県、青森県、そして、北海道の日本海側の沖合底びき網漁業において利用してございますが、かなりの部分を利用しているのは、北海道の沖合底びき網漁業ということで、今日、私のほうからはTAC管理について資料についてお話しさせていただいて、あと、それ以外の具体的な取り組みについては、今日、来ていただいております北海道機船連の風無副会長から概略を説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の資料4でございますが、開いていただきたいと思います。これは日本海スケトウダラに係る沖合底びき網漁業のTAC管理、どういう管理をしているかというのを簡単なチャートで示したものでございます。既にご案内のとおり、TAC対象魚種については管理量というものを水産政策審議会で決定されて、大臣管理量に係る部分は大臣管理と、それ以外は都道府県管理というふうに仕分けられる訳でございます。

私どものほうは配分されました大臣管理量につきまして、先ほど申し上げました我々の業界で利用しております、新潟、山形、秋田、青森、そして、北海道という、この関係の沖合底びき網漁業間で日本海域におけるスケトウダラ資源の保存及び管理に関する協定というものを締結しておりまして、その実行部隊として設置する日本海スケトウダラTAC協定委員会というものを設けまして、この中で道県別にまず当初配分を行うと、漁獲実績に応じて当初配分を行うということをやっております。

ただ、スケトウダラと言いましても、年によって漁場の偏りがございます。時期の偏りが出てきます。こういったことがございますので、漁期中に今、言いました新潟、山形、秋田、青森、北海道の漁獲状況に応じてもう一度、協定委員会の中で協議をしまして、再配分・調整といったことをやっております。こういう仕組みをとることによりまして、配

分されましたTACについては十分に利用できるというふうに思っております。また、ごく当たり前のことなんですけれども、平成9年のTAC管理が始まってから今までの間に与えられた管理量を超過した実績もございません。こういった業界の中の協定によって管理は十分に今のところ行われております。これがまた仮にTACの量の変動して配分量が上下動したとしても、こういった仕組みで運営はできるというふうに思っているところでございます。

続きまして、具体的な個別の話につきまして風無副会長のほうから説明をお願いします。
○風無参考人 北海道機船連の風無でございます。私は北海道機船連の副会長であるとともに、稚内と小樽で沖合底びき網漁業を営んでおります漁業者の一人でございます。それで、ただいまの説明と若干重複して恐縮でございますが、北海道日本海海域で操業する沖合底びき網漁業者の資源管理について概略を説明させていただきます。

北海道日本海海域におきましては、海洋水産資源開発促進法第13条の認定を受けました、全道関係者漁業者団体による体長30センチメートル未満のスケトウダラの小型魚の保護のために、北海道海域スケトウダラ資源管理協定に基づく操業規制に取り組んでおります。これに加えて、平成19年に公表されましたスケトウダラ日本海北部系群資源回復計画、これに基づきましてスケトウダラを目的とした操業の一部削減をしております。また、小型魚の漁獲割合が一定量を超えた場合や、総水揚げ量が一定量を超えた場合の操業も自粛をしている訳でございます。さらに平成23年からはこれらに加え、資源管理計画に基づきまして操業隻日数上限の設定、それから、漁獲量上限の設定に取り組んでいるところであります。

以上、現在、我々の資源管理に対する取り組みの概要をお話しさせていただきましたけれども、資源の持続的利用は我々にとっては最重要課題でありまして、このため、ただいま紹介いたしました資源管理の取り組みを行っているところでありますが、一方で、資源管理の強化は時として経営に大きな影響を与える可能性もあるところでございまして、我々業界といたしましては、このような管理の強化にも耐え得る、より弾力性のある経営体質に変わっていくことが必要であると考えております。

沖合底びき網漁業は地域密着型漁業でありますので、経営体質の改善については漁業生産現場のみならず、地域の加工、流通、販売等の実態を踏まえた方策で進める必要があると考えております。資源管理の強化ということにも、こういった取り組みを具体的に進め

ることへの支援を並行して検討していただければ大変ありがたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

○富岡参考人 以上で沖底関係の説明を終わらせていただきます。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、沿岸漁業のほうのご説明をお願いいたします。

○幡宮委員 北海道庁の幡宮でございます。資料は引き続き資料4の2ページ目、3ページ目に沿岸の資料をつけてございます。私のほうから資料の2枚目、3枚目について全体をお話をさせていただきまして、その後、今の佐藤ひやま漁協副組合長がはえ縄の協議会の代表もされておりますので、佐藤さんのほうから私の説明の後、漁業者がどういう思いで色んな資源管理をいっているとか、そのようなお話を紹介させていただきたいと思います。まず、私のほうからご説明をいたします。

資料2ページ目、まず、右下に北海道の地図が載っておりますけれども、青いところが実際の操業海域でございまして、上のほうは後志地区、ここは平成25年で参りますと刺し網漁業とはえ縄漁業、スケトウダラの魚種名を俯瞰しておりますが、許可隻数としては50隻、その下、檜山地区ははえ縄でやっております許可隻数としては67隻、合計120弱の許可を出しております。実際には最近の資源状況から見て、100隻をちょっと切るぐらいの実際の稼働になっているというところでございますけれども、左上にまいりまして、日本海のスケトウダラは、今、風無さんからもご説明があったように沖合底びき網漁業と沿岸漁業と双方で支援を利用していると、そういうところでございまして、その理由に当たってはTACの協定とも結びながら、それぞれのトラブルがないように資源量についてのルールも決めてやっているというところでございます。グラフになっておりまして、一番上の赤い実線がTACの数量でございまして、青の棒グラフが漁獲量、緑の線がここの海域全体のABCということで、ABCをTAC量が上回っているという、そういう海域になってございます。

それで、その下に沿岸のスケトウダラTACと採捕数量の推移というもの、上のグラフは平成9年から描いておりますけれども、表にしてあるのは平成16年から25年まで、直近までの10年間の数字でございますが、そのうち、TACの沿岸配分の分、それ以外は底びきということで考えていただいてよろしいんですが、このような配分になっておりまして、近年は5,900トンの配分をいただいておりますけれども、沿岸の採捕数量とすると年によっ

て変動がございますけれども、TACの枠内でおさまっております、年によってはTACをかなり下回る数字も出てきているということでございます。檜山、後志の採捕量については25年でいくと3,000トンということでございます。

スケトウダラ漁業は、時期で申しますと下の操業パターンと書いてありますが、冬場の漁業でございまして、11月、12月、それから、1、2、3まで書いておりますけれども、この期間に行っておりまして、それ以外の時期につきましては共同漁業権などの刺し網漁業をやったり、あと、イカ釣りをやったり、色んな加工漁業をやったり、色んな組み合わせの中で操業しておりますが、ここの地域に着用している漁業者にとっては、非常に重要な柱の漁業の一つであるということでございます。

沿岸の資源管理の取り組みということも書いてございますけれども、底びきと同じように資源管理計画、資源回復計画に基づいてやってまいりまして、現在は強度資源管理タイプということで、操業日数の15%削減ということにも取り組んでおりますし、漁業者の自主的な取り組みの例を申しますと、特に檜山海域などは産卵場と、この地域で唯一と言っても良いような大きな産卵場があるということで、漁業者は非常に資源管理に気を遣っております。

禁漁区を作ったり、36センチ以下のものが漁獲された場合は漁場を移るとか、卵巣の成熟が進んだら、要するに水子と言っておりますけれども、産卵できるような状態になったらTACが仮に残っていたとしても、保護を優先して産卵を助長するということで、自ら操業を切り上げるというようなことも行っておりますし、この一部地区では全船のプール制、これは全ての地区ではありませんが、檜山の一部の地域についてはプール制によって無駄な投資も避けながら、効率的に取るというような自主的な取り組みも行っているところでございます。

次の3ページ目でございますけれども、左のほうに今後の国の方向性、右に道の意見と書かせていただきましたが、左側のほうは前回、第1回目のこの検討会で事例として国が出されたものの中に、今後の課題と方向性という資料がございましたので、それを書いておりまして、それに対する北海道側の考え方ということで、ポイントのみ書かせていただいております。

ABCとTACが乖離しているということでございまして、これに対してはABCとTACを近づけるということでいけば、ABCの限界や精度の問題もあるということが5年前のTACの検討会

のときにも、有識者の中からも指摘がされておりますし、そういうことを考慮した上でのTACの設定なり、運用が必要ではないかというふうに考えております。

次の小型魚の保護とTACと資源管理を的確に遂行し得る体制の構築ということにつきましては、小型魚の保護強化、これは産卵親魚、小型魚の保護対策というのは当然のことで重要でございまして、漁業者側も十分認識しております、既にこういうことにも積極的に取り組んでいただいております。そして、スケトウダラの沿岸漁業というのは、前回も申し上げましたけれども、実際に運用の漁具とは異なりまして固定式の漁具を使っております。

各種の漁業が色んな調整をしている中で、漁場なり、細かく決められておりまして、実際に決められた場所にしか網を底には固定できないという中でやっておりますので厳格に、その一方、魚の群れは状況によって移動して歩きますので、隣にいても採れないというようなことも沿岸漁業の刺し網の場合ではまああることでございまして、それを厳格な資源管理、IQ方式という船別に割り当てていくということは、なかなか、なじまないのではないかとこのように考えております。

それから、地域産業を存続させるため、スケトウダラの上に依存しない産業構造の検討ということの国の方向性の資料が前回に出されましたけれども、これに対しましては経営対策、現状の制度としては漁業共済制度、あと、それに積立ぶらすということで、収入安定対策ということになっておりますけれども、残念ながら、共済制度というのは年変動はありながらも平均的に取れるという、そういうことのモデルになっておりますので、右肩下がり資源が下がっていくときには、なかなか、当初の目的を果たせていないという実態もございまして。そのため、こういう資源に対しては新たな対策も必要ではないかというのが意見でございまして。

あと、資源に見合った漁獲努力量を削減するということになれば、当然、例えば減船とか休漁とか、他の漁業への転換ということが必然的に求められてくるということにはなろうと思いますが、そのためにはTACというものは、そもそも、そういう科学的な資源量プラス社会経済的な要因等も踏まえて決められてきたと、国連海洋法条約の中にもそういうものが盛り込まれておいて、それを踏まえてTACを設定してきたという経緯もございまして、ABCとTACを近づけていくということになれば、経営にも少なからず影響が出るということも想定されますが、その場合に係る漁業者の経営安定、新たな漁業への転換等が必要

なのであれば、そういうものに対する年間の収支面での不安もあるでしょうし、設備投資そのものがなかなかできないということもありますので、そういうものに対する支援とか、そういうことをきっちりと漁業者側のほうにお示しいただかないと、なかなか、進まないのではないかなというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。あと、佐藤副組合長のほうからお願いいたします。

○櫻本座長　ありがとうございました。

では、佐藤副組合長さん、お願いします。

○佐藤参考人　私ごとで申し訳ないですけれども、私は11月に脳梗塞で倒れまして、まだ、言語障害が残っていると思いますので、聞きづらい点があると思います。お許してください。北海道ひやまスケトウダラ協議会の佐藤弘です。私どもの取り組みについて資源管理についてお話ししたいと思います。

檜山スケトウダラは、35年ころから50年にかけて非常に不漁続きで、漁船、家族ともども利尻、礼文島に出稼ぎという、船を持って出稼ぎにといった経緯があって、その後、昭和53年ごろに資源がようやく回復して、資源管理というものに大変、皆さん、関心を持ちながら操業してきたということでございます。決して先輩たちの苦勞を皆に、絶対に同じ思いをさせたくないということで、行政が取りかかる前から漁業者自ら資源管理をやっています。

したがって、我々は前田先生と会うまで、私の隣の海区でエビをやったらスケトウがいなくなる。そういうことで当時の組合長が函館市に言ったら研究所ではできないと、参加できないということで、北大の前田先生にお願いして来てもらって、結局、それは何だと言ったら、そこは産卵場所でないから、その魚は要りませんよということで、爾志海区で我々は産卵場所に来て先生は、大変良い漁場だ、これは大事にしなければいけないということで、一番我々が感心したのは北部系群の資源は、ここの産卵場所が主だよという、ここを大事になささいということで、先生が来た56年から何をやったかと言ったら、漁業者と北大の生徒を連れてきて、スケトウの放流事業をして、1年に2,000匹ずつ、それを3年間やりました。

その成績は南は富山県、そして、噴火湾、八戸沖まで散らばったけれども、でも、ほとんどがこの産卵場所に帰ってくると。先生、本当に漁業者の心を動かした試験だなと感心しました。なぜならば、漁業者がすぐ食いつきました。こうすると資源が帰ってくるんだ

という皆さんの関心です。それから、色んな試験をしました。例えばTACではなく資源管理するのに何が一番大切かと。前田先生が来る前は水揚げが3%ぐらいになったら切り上げようと。それから、水子近くになったら、その海区を禁漁にしようという発想でありました。でも、前田先生が来てからは、資源が確実に帰ってくるという意識の中で我々も禁漁区を設けました。そして、禁漁区を設けながら、さらに5%以上になったら引き上げると、それは資源があってもそうしてきました。

今、非常に私は怒られております。なぜ、会長、あのときに採らせなかったんだ、採れるような状態でなぜ採らせなかったんだと。我々はいつも北部日本海系群が、この檜山の産卵場所で育っているんだということを、漁業者はいつも認識しております。したがって、一番大事な場所なんだということ、檜山の産卵場所がなくなったら、北部系群はだめになるよという、いつもそういう話をします。したがって、まだ、良いのでないのといっても、これは禁漁にしよう、やめよう、引き上げようということでいつも議論しています。

私がいつも言うのには、今までやった積み重ねがたった一回のことで失敗、水の泡になったらどうすると。外部からそう見られるよということで何とか皆さんを説得して、そのようにきています。したがって、我々ははえ縄でございますので、はえ縄というのは非常に反応があっても、魚群があっても潮の流れで食いつきが悪いと、今、長谷部長さんが室長のときに来て、本当に檜山でそういう高度な管理をやっているのかと疑いの目で2日間、沖に来ました。本当にやっている。

熊谷室長さんも来ましたが、加藤室長になった、確実に来て調査しています。資源がどうなのかということ、確実に。本当にこういう資源で、本当に資源があっても残しているのかということを確認してきました。私たちも監視しております。したがって、ただ、監視ばかりでなく、TAC数量は何といっても、今、ABCの問題でABCが正しいのか、我々漁業者はTAC数量そのものが日本海北部は少ないというんですよ、全く少ない中でどうやって、こうやって管理していくのか。

早いときは管理型をやるために水揚げを少なくします。良いところで切り上げています。その中でTAC数量までいきません。いかなくても切り上げします。資源管理するということは、TACまでいかないんだよということを皆さんにいつも認識させております。なぜ、こういうことまでやるかという、いつも我々はここを崩したら将来はないぞと、我々もだめになるぞという皆さんの発想です。

それ以上、何ができるのかということで、7年前に我々が話をして取り入れたのが、我々のプール制でございます。水揚げのプールを均等にひとりで何ぼで分けて、そういうプール制をやる。なぜ、これまでやらなければいけないかというと、漁具を使わなくても済むからで、漁具、スケソ釣りというのは網と違って、ものを要す、餌を買う、それから、そういうもろもろのものが魚があろうとなかるまいと経費がかかるんです。刺し網だったら、魚がなければかからないとか、そういうものがあるんだけれども、はえ縄だけはそういうものはあってもなくてもかかるんです。でも、我々はなぜこの漁業を選んでいるかというと、資源管理として例えば、1匹のスケトウにいかにか付加価値をつけてちょこっと水揚げするかということで取り組んでいますので、したがって、スケトウが餌を食わなくても、量が少なくてもある程度、水揚げがあったらよかろうということで考えています。

したがって、今、一番困るのが11月から3月まで漁期があるんですけれども、今年あたりは11月はやっていません。12月から。なぜかということ、これは福島原発の風評被害で11月は韓国への輸出が全くだめです。それでやめて12月から1月にやっています。そういう中で、TACまでいかないと資源がないと押しつけるのは全く我々は不可解だし、その辺が非常に管理をやるということはTACの問題でなく、ABCの問題でないかということを皆さんにお伝えしたいなと思っています。

したがって、これから我々はもしABCとTACが乖離していると、資源が悪化するという先生もおりますけれども、もし、ABCイコールTACとなれば必ず資源は復活するのでしょうか。それは私らも含めて漁民は全くそうでないのではないのかといつも疑問に思っている。皆さん、集まっての議論です。したがって、必ず復活するとなれば、我々漁業者はいつもやるんです。TAは、ABCとともに漁業経営などを加味し、設定されている経過がありますので、仮に現在の漁業体制の中でABCイコールTACとなれば経営は成り立ちません。我々のTAC数量は、今、檜山で3,000ちょっと、3,100、もうちょっとくらいで、水揚げは3億2,000万円ぐらい、うまくいって。3億2,000万を56艘で分けて何ぼになりますか。これは商売にならないです。

でも、今まで共済とか積み立てものが色々あったものだから、今まで何とかなってきたということがあります。これ以上、削減されたら浜も非常に混乱すると思います。また、我々は何しろ地域産業になっているんです。そのために地域が縄を作ったり、餌をかけたり、そういう地域産業になっているんですよ。したがって、スケトウを採るものではない

べやという話では、とてもとても承服できません。

したがって、我々は何といっても既得権という権利があります。生活する権利もあるんです。まして、スケトウを採るために地域産業まで興してやっているということだけわかってももらいたい。したがって、ABCでなく水産庁が随分勉強していると思います。現場に来て、それなりに。TAC、皆さん、生きないように、殺さないように非常にトカゲのしっぽを切るようにして、今まで地道にTACを切ってきました。したがって漁業者もこれで限度でないかと、皆さん、思っています。これが限度だと。これ以上になったら非常に反発があると思います。したがって、どうか、ABCでなくTACでこれだけ漁業者がみんな資源を守っているということだけ確認しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

資料4に基づいてスケトウダラ日本海北部系群の資源管理を実際にどういうふうに行われているかということ、それから、資源に現状、それから、一番本質的な問題というのはTACとABCの関係だだと思いますけれども、それについてもご意見をいただきました。

まず、今の説明につきまして資料4に基づいて質疑をしたいと思いますが、ご意見等はいかがでしょうか。東村委員、お願いします。

○東村委員 資料4の1ページのスケトウダラTAC協定委員会のことについて伺いたいと思います。風無さん、小型魚の割合が一定の割合を超えた場合に自粛するというお話がありまして、その点について伺いたいんですが、カナダの場合はちょっと違いますけれども、ミズガニの混獲が一定以上になると政府が禁止するので、漁業者としてはIQを持っていても禁止されたら採れないので、どんどん早く早く採るようになってしまうことが起こっています。それゆえ、魚価の向上も望めないとか、色々な問題があるんですが、私が聞きたいのは自ら一定割合を超えた場合、自粛するというふうにお考えになっているときに、例えば漁をしていて、そろそろ、今年は何月ぐらいに危なそうかなとか言うことがある程度、感覚を持って予測できて漁ができているものなのか、それとも、ある日、突然という感じなのかということと、みんながある程度、納得する数値、一定の割合というのは実はあまり何%とか、そういうふうには決まっていなくて、大体、今年はこれぐらいというような良い意味での弾力的な運用になっているのでしょうか。そこを伺いたいなと思ひまして、お願いいたします。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。では、お願いします。

○風無参考人 先ほどの説明で具体的な数字を挙げなかったんですが、我々で決めておりますのは、体長が30センチ未満のものが重量ベースで20%以上になったら、そこは操業しないと、それで、さらに魚場移動をして、また、そういうようなことになれば、そのときはスケトウを狙って操業するのはやめて、他の漁場へ移動すると、そういうことに決めています。

○櫻本座長 それで、ある程度、そういうのは予測が1週間先ぐらいで危ないなとか、そういう予測はある程度、立つんでしょうか。

○風無参考人 ある程度、大きな漁労長は何となくあまり大きくないスケトウとか、そういうのはわかるでしょうけれども、濃密なそういう小型群ばかりがいれば、それはわかりますけれども、色々、混ざってくる話なものですから、網を上げてみなければわからないというようなところもあります。

○櫻本座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問は。佐藤参考人。

○佐藤参考人 勝川先生、今、檜山にどういうことが起きて、こういう漁獲が落ちているかわかっていますか。

○勝川委員 追加資料6を見てください。日本のスケトウダラ日本海北部系群についてまとめたものです。僕は一時期、北海道の資源評価委員をやっております、そのときにこの資源の減少を止められなかったと、その責任が多少なりともあるのかなと思います。

上の図は青い線が資源量、これが1990年から直線的に減っていることがわかると思います。そして、同じ図に描かれている赤い線というのが漁獲の割合なんです。これが97年から一応、漁獲枠で管理されていたんですけれども、90年代後半から資源が減少するにつれて漁獲割合はむしろ上がってしまっているんです。資源が減っても漁獲にブレーキがかからなかったということです。

何でこういうふうなブレーキがかからなかったかという、二つ原因があって、一つは科学者が設定するABCのほうあまり持続性という意味では問題があった。それが中段に書かれている管理目標のところ、2004年から2008年までの管理目標なんですけれども、管理目標はもともと親魚量を過去に卓越年級群が発生した中で、一番小さい親魚量を維持しようということでやっているんですけれども、資源が減るに従って目標水準まで回復させる時期というのがどんどん遅くなっていくんです。10年後、10年後となって、最後は緩や

かな回復という形になってしまって、こういう形で資源が減れば、その分、目標を下げるというような形でABCをずるずる設定し続けた。そしてまた、その上でABCを上回るTACが設定され続けた。結果として漁獲割合が上がってしまって、資源が減ってしまったということです。

それで、一番下の図が一番新しい資源評価表のシミュレーションです。ここの一番下の赤い線、 $F_{current}$ というのが現在の漁獲圧です。現在の漁獲圧をかけ続けると、こういうふうに資源が減少していったって、遅かれ早かれ B_{ban} 、禁漁の閾値を下回るのだろうということになっています。この資源を採らなければ減るのかということ、そういう訳ではなくて、漁獲圧を緩めていくことで様々な回復シナリオというのを描くことができ、例えば $F_{rec10yr}$ 、一番上のものだとして厳しい漁獲量の削減を行うと、10年間で B_{limit} という目標値まで回復させることも可能な訳です。こういう形で回復の可能性というのを失ってきた訳です。

次のページを見てください。次のページにこういう環境変動で資源が減った場合に、諸外国はどのような枠組みで管理しているかということを紹介したいと思います。これはニュージーランドのホキというタラに似た白身の魚なんですけれども、フィレオフィッシュの原料になるような魚です。これが上のほうの図の青い線がバイオマス、これは B_0 を100として40ぐらいをターゲットとすると。そのあたりで魚を利用していきこうという考えに基づいています。そして、 B_0 の20%がソフトリミットで10%がハードリミットだったかな、このソフトリミットというのが、これを下回ったら資源回復措置をとると、ハードリミットを下回ったら禁漁も含む強い回復措置をとると、そういう形です。ですから、漁獲がなかった時代と比べて資源のターゲットなり、これ以上、減らさないというものを設定しているということです。

実際に、この資源も90年代後半から卵の生き残りが悪くなって、2000年にターゲットに入ると。ここまでは良いんです。その後も下げ止まらずにソフトリミット寸前まで行ったんです。2000年以降、ニュージーランド政府は段階的に漁獲枠を削減して、半分以下に下げて、そして、現在、無事回復し、回復した後も徐々に漁獲枠を増やしているという形になっています。

面白いのは2007年なんですけれども、2007年に資源がターゲットに向かって回復し出したと、そこで、政府は漁獲枠を増やそうという提案をしたんです。そうしたところ、ニュ

ーギーランドの漁業者はまだ早いと、もっと早く資源を回復させるために漁獲枠を減らせと要求して、漁獲枠が10万トンだったのが9万トンに減ったんです。そういうこともあって、現在は資源が回復していると。

こういう形で日本も資源が減ったら、そこを基準に、また、新たな目標を設定してとずるずるやるのではなくて、ある程度、きちんとこれ以下にはしないというような目標を設定してやっていれば、こういう事態、今のスケトウダラ日本海北部系群のような事態は避けられたんじゃないのかなとも思います。

そして、今、漁業経営が厳しいということですが、漁業経営が厳しい原因というのはABCの問題なのかなと。僕はそうじゃないと思うんです。だって、ABCなんて全く守られていないんだから。そうじゃないでしょう。採ってしまったから魚がいなくて経営が厳しいんだと思いますが、どうでしょうか。

○佐藤参考人 勝川先生、今、檜山で何が起きているか。あんた方みたいに学者は結果論で物を議論するんじゃなく、今、檜山沖でなぜ漁ができないか。サメが多くてできないんだよ。なぜかサメが多くて、はえ縄がちょうど下がるころになったら魚群も下がってしまう。これが1カ月以上も続くんですよ。これが4年前からの現象。こういう現象を起こしているのだから、漁業者は誰一人として資源が少ないと言っている人はいないわ。だから、勝川さんみたいに採った者が悪いという議論だったら子どもでもわかるんだわ。採れば減るということ。ただ、減る量よりも増やそうと資源を大切に、後続に残して管理するということも考えて物を見てください。我々がどういう思いで管理しているか。現場に来て、サメがどのくらいいて、縄がどうで、スケトウが下がっていつているのか見て、現場に来て議論してもらいたいと思います。

○勝川委員 減らないようにするのが大事だというのは100%、僕も同意します。でも、実際は減っている訳です。

○佐藤参考人 だから、あんたが本当にこうやれば減らないと約束できますか。減らないという約束、あんたは責任を持つ。

○勝川委員 何のために約束するんですか。

○佐藤参考人 あんたが言っている資源を回復するという意見です。そうすると浜も納得すると思う。何年後に……。

○勝川委員 100%というのではないと思いますよ。ただ、今までの採り方をしていくと、

今の卵の生き残りのもとでは減少するだろうなというのが資源評価の結果です。

○佐藤参考人 ただ、勝川先生、スケトウというのは富山県まで南下していく、沿海域を伝わって武蔵堆まで行くので、そこで育つんですよ。したがって、我々の資源、抱卵したスケトウが暖流が緩い年は北西より、魚というのは栄養素の少ないところを流れていくんですよ。何年間に1回、ノース寄りに行く、寒流をノース寄りに伝わる時になったら、我々は卓越発生というんですよ、大量に発生する部分があるんです。そういう資源だというから、北前の人にも産卵場所だけ多く昔はあったような産卵場所を確保してくださいよと、いつも言っていることです。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。資源変動に対する認識、それから、管理の効果に対する認識についてはまとまった意見というのはなかなかなくて、議論する余地はまだいっぱいあると思うんですけれども、あまり、それをここでも時間がかかって結論は出ないと思いますので、今日は意見交換ということでこの程度にさせていただいて、今日に関連するお話で、先ほど報告いただいた中では、道の意見としてあまり厳格な管理方式、例えばIQ方式の導入はなじまないというようなご意見があったというようなことで、とりあえず、今日の議論はこの辺にしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。特に何か。

○幡宮委員 先ほどの私の発表の補足と言いますかをさせていただきたいなと思っているんですが、一番上にABCの限界や精度を考慮したTACということも書かせていただいたんですが、実際、スケトウダラの加入群をどう評価するかというところが一番問題なんだろうとは思っております。それが現に当初のABCを設定して、その後、再評価をいたしますけれども、水産庁のほうで提出していただいた資料2の15ページにもあるように、当初のABCと再評価結果は結構動くんですね。ですから、そういう現実があって、再評価結果を実際の漁期に上手に反映できないという、そういう色んな仕組み上の問題もあり、特にスケトウダラは卓越発生が出る魚種でございますので、親魚量との関係も色々あると思います。

佐藤さんのほうからもあったように、漁業者は物すごい思いで親魚を残そうということをやっておって、必要最低限の親魚量というのは確保できているんだろうなと思いますけれども、それに対して仮に親魚を守ったからといっても、それが必ずしも環境要因によって資源に着実に結びついていくというところがなかなかない中で、あと、もう一つはわかりづらかったので補足をさせていただきますと、佐藤さんはサメというお話をしたんです

けれども、漁業者の魚探の反応を見ると、すごくスケトウダラの群れがかなり色濃く出ております。北大の船も調査したり、試験場の船もすると、これはスケトウだと言ってくれているようです。

ただ、実際に操業しようとするサメというのがありましたけれども、ちょうど、スケトウの水深帯のところにサメが入ってきて、スケトウが深いところに行ってしまうとか、サメがいて、はえ縄がきちんと目的のところに届かないとか、そういうこともあって、かなり漁獲が下がってきていると。そういうことも全部ひっくるめて、ABCを算定されているのではないかとということだとすれば、評価以上に実際は資源があるのではないかとというのが漁業者の意見だということを補足させていただきました。

○櫻本座長 ありがとうございます。

お願いします。

○太田漁場資源課長 私は漁場資源課長ということでお話をさせていただきたいんですが、先ほど私の説明の中でBlimitという話をしましたけれども、スケトウダラ日本海北部系群の場合は14万トンということになっていますが、過去の要は親魚量と加入量の関係を見ると、14万トンを下回ると卓越年級群というのが非常に発生しにくいというのが観察されております。もちろん、（14万トンを下回った場合に）卓越年級群が出るというのは可能性としてはあるかもしれませんが、実測値に基づけば限りなく可能性は低いんじゃないかということで設定していて、今の状況はBlimitを下回っている状況ですので、なるべく早くBlimitに回復させることを目指すべきではないかということな訳です。

勝川さんの説明で若干、私は誤解を招くんじゃないかと思ったのは、今、ABC設定目標の変遷と書いていますけれども、まさにここのグラフにありますように、科学的な勧告としては上の4本の線を勧告している訳です。それは1本のABCを示すんじゃなくて、上の4本というのは一つは一番上は10年でBlimitまで回復と、その次は20年、その次は30年、4本目は少しでも親魚量を増大させようと。四つのシナリオを示して、それに基づいて漁業経営なども考慮して、どれが最適かというのを決めていただくということでございますので、そこは関係者の方が合意すれば、一番厳しいシナリオを選んでいただければ良い訳でございますので、勝川さん、認識が今と昔では若干違うということとはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

それでは、スケトウダラの話はこの辺で閉めさせていただいて、次にマサバのほうに入りたいと思いますが、どうもありがとうございました。

マサバ太平洋系群関連のまき網関係者の方に、次にご報告をいただきたいと思います。資料は5になりますのでご準備をお願いします。よろしくお願いします。

○田中参考人 北部まき網漁連の鈴木副会長と事務局をしております田中です。よろしくお願いいたします。まず、資料5をご覧くださいまして、この資料については事務局のほうから説明させていただきまして、包括的な話を茨城県の組合長、TAC委員長であります漁連の本会の副会長からお話しさせていただきます。

早速ですが、資料の1ページをめくっていただきます。マサバの資源管理につきまして、ここに記載のとおり、これまで本会が主体となり、実施して参りましたマサバ太平洋系群の資源回復計画、資源管理計画及び月別個別割当の実施状況についてご説明させていただきます。

まず、マサバ太平洋系群の資源回復計画から太平洋の資源管理計画への移行につきましては、平成15年10月23日付で国が公表いたしましたマサバ太平洋系群資源回復計画に基づき、平成15年11月から24年3月まで9カ年間にわたり、臨時休漁並びに投網時間、回数制限を実施いたしました。また、本計画のもう一方の柱でございます減船につきましては平成15年、16年に船団減船を5カ統実施いたしまして、並びに附属船の縮減、いわゆるミニ減船ですけれども、10隻を実施いたしました。

次に、平成24年4月から資源管理計画に移行いたしましたが、これについては北部太平洋海区の資源管理計画及びマサバ太平洋系群資源管理方策に基づきまして、引き続き休漁並びに投網時間制限等を実施しております。

その結果、平成25年の資源回復計画の目標とされました、いわゆるマサバ太平洋系群資源の高水準での持続的利用を可能とする産卵親魚量（SSB）は45万トンに対し、さきの26年3月に公表されました平成25年度の我が国周辺水域の漁業資源評価が公表された訳でございますけれども、この資料によりますと、産卵親魚量（SSB）は平成15年の回復計画スタート時は5万4,000トンに対して25年は45万8,000トン、資源量については回復計画スタート時、平成15年が22万9,000トンに対し、25年は166万6,000トンと、それぞれSSBは8.5倍、資源量は7.3倍と資源が回復したという報告になってございます。

続いて、2ページをご覧ください。資料の月別個別割当の実施状況でございますけれども、まず、大中型まき網漁業におけるサバ類のTAC管理の実態についてご説明いたします。平成24年漁期年を例にしてご説明いたしますが、まず、全国まき網漁業協会の管理につきましては、平成24年漁期に全国まき網のマサバ及びゴマサバのTACは39万2,000トン、うち全まきさんのほうで留保分3万2,000トンをストックいたしまして、残り36万トンを各5カ年間の漁獲実績に基づきまして、本会を含む全まき傘下11海区、11団体ごとに四半期別漁獲目標量を定めました。その結果、本海区は過去の5カ年間の実績で59.2%の21万3,000トンの配分となりました。

次に、これを受けまして北部の管理として、全まきから配分されました四半期別目標量に基づきまして、次のとおり、管理いたしました。まず、現在、宮城・福島県境E線以北の海域においては、1日の漁獲量が2,000トンを超えた場合、さらに福島・茨城県E線以南の海域については1日の漁獲量が3,000トンを超えた場合に、翌日の休漁を実施しております。なお、福島第一原発の事故より平成23年3月11日の当初よりは、暫時、操業海区の自粛海区は狭めておる訳でございますが、現在でもまさに宮城・福島県境E線以南から、福島・茨城県E線以北の海域の帯状の海域については、サバ、イワシ等の操業自粛を実施しているところでございます。さらにポツで示してございますとおり、これについては漁獲状況に応じて船ごとに一定期間内の漁獲目標量を配分いたしました。なお、その際は個別割当の時期ごとに操業実態に合わせて、船団の参加統数は変動してございます。

次に、3ページをご覧ください。北部の本会の月別個別漁獲割当の実施状況に資料を示してございますけれども、ここに記載のとおり、平成19年漁期年から10月～1月の4カ月間にわたりまして1カ統当たり900トン、平成25年の漁期年まで現在も実施してございます。なお、25年5月の数量につきましてはまさに昨日、理事会TAC委員会を開催いたしまして、本年5月分については1カ統当たり1,500トンと決定いたしております。

具体的に、下から2ブロック目の平成24年をいかに管理したかということについてご説明いたします。下から2段目のブロックをご覧くださいと、ここに記載のとおり、さきの全まきから配分されました本TAC目標量21万3,000トンを厳守するために、平成24年9月から25年6月までの10カ月間について漁場形成等を勘案し、1カ月1カ統当たり1,000トンから2,000トンの漁獲割当を実施した結果、実績欄にお示ししているとおり、12万トンで終了いたしました。

なお、漁期の初めの24年7～8月については漁期のスタート当初、かつ他魚種が主体ということから個別割当の導入はしてございません。また、第4・四半期の最終月の5月、6月の2カ月分の1カ統当たりの割当量5,300トンの割当につきましては、さきにご説明を申しあげました全まきの留保分の放出分及び漁期後半の11団体の未利用の再配分等により、本会の割当量が当初の21万3,000トンから22万2,000トンに上方修正されましたので、一方、本会の4月末までの消化量は11万1,000トンだったので、残り11万トンについて傘下19カ統から逆算いたしまして、この2カ月については5,300トンといたしました。

以上で説明を終わります。

○鈴木参考人 私は、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会のTAC管理委員会委員長を仰せつかっております鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、うちの当会の田中参事から説明がありましたように、当連合会ではTAC管理に加えまして、平成15年からマサバ資源回復計画を作成しまして、減船、それから、定時休漁、2,000トン以上の集中水揚げがあった翌日の一斉休漁等、マサバ資源回復のために取り組みを行っております。この取り組みもありまして、近年、マサバ資源は回復傾向にありますが、低水準をわずかに上回った程度であり、資源が完全に回復した訳ではないことで、今後も資源の回復傾向を維持しつつ、有効に利用していくことが必要と思っております。

北まき連合会では漁場形成等の状況を勘案して、1船団1カ月当たり1,000ないし2,000トンなどの漁獲目標量を自主的に定めて漁船ごとに漁獲量を管理するなど、季節的、弾力的なTAC管理を行っているところであり、これはTACを遵守を図る上でも有効な管理手法の一つになると思っております。

今般、水産庁からの提案もありまして、北まきでは本年2月に試験研究機関、水産試験場等からの委員も含めた検討会を設置し、マサバ資源の管理のあり方について内部検討を進めているところであります。この検討会では、年間IQの試験的な実施についても議論しております。その中で、一つ漁場形成状況によって他海区から北部北まきの海区に来る船団がありまして、他海区と併用船の漁獲管理をIQにした場合に、どういうふうにするかということが議論になっております。

二つ目には、船団によって操業の特徴や漁獲能力に差がありまして、これをどのように扱うべきであるか、三つには漁場の漁労長間で操業時間あるいは投網回数などの細かい取り決めで、現在、操業を行っていることもありますので、単純に年間IQ管理にした場合に

は、毎日毎日の現場が混乱するのではないかと、こういうような、今のところ、意見が出ております。

いずれにしても、マサバ資源の持続的、かつ有効活用を図っていくことが重要なことでありますので、試験的な年間IQ管理の実施も視野に入れまして、サバ漁獲管理のあり方を検討していくということになっております。

以上です。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

資料5に基づいてマサバの資源管理の現状、特にIQ管理を導入した場合の問題点等も含めて検討していただいているということでご報告いただきました。何か、ご意見、ご質問はございますでしょうか。八木委員、お願いします。

○八木委員 どうもご説明をありがとうございます。

単純な質問が二つあるんですが、一つは1カ統は会社一つと見て良いんですか、それとも、会社一つが何カ統も持っているんですか。何でそういうことを聞いているかというのと、例えばペルーなんかでIQをしたら、一つの会社が持っているものに対して別に船も持っているので、ですから、1カ統を休ませて1カ統を操業させるとコストが浮くので、そういう効果があるんですけれども、そういうのは見込めるんですか。

○鈴木参考人 当海域におきましてはまき網船団1社1カ統、それから、最大で1社で4カ統持っているところがあります。ですから、4カ統、3カ統、2カ統、1カ統と1社と言いますか、一会社で複統経営といっていますが、そういう形態になっております。

○八木委員 ありがとうございます。

もう一つ、質問が簡単なのがあって、毎月、IQというか、設定した量と漁獲した量を比べると、漁獲した量のほうが非常に少なくて、見方によってはとても漁獲できないような大きな量のIQをつけたように見えるんですが、ここはどういう理由があるんでしょうか。

○田中参考人 先ほどもご説明させていただいたと思っておりますが、基本的に月別個別割当を導入したのは、そもそも、全国まき網から60%ぐらいの実績ということで、うちのほうに目標量が配分される訳ですけれども、それをオーバーすることはならないということで、実際にその月ごとに漁場形成がどういう状況で形成されるかというのは、わからないところがある訳ですけれども、基本的に1カ統当たり、これはうちの副会長がご説明させていただきましたとおり、一つのグループ操業のまき網船ですから、それを1セット1

カ統という表現をしておりますけれども、1カ統当たりのアッパーリミット1,000トンなり、1,500トンを決めて、それぞれ、良い船、悪い船がありますので、いずれにしても、それは超えないでよねということから上限を決めて管理しております。

したがって、例えば24年の例に戻りますけれども、割当量を全て満額消化したということになると、24年度の1カ統当たり1万7,800トン、平均の27カ統で44万トンという数字になる訳ですけれども、実際に消化し切れなかった分は、きめ細かく四半期別に繰り延べて、繰り延べてということで最終的には12万トン、このときにはTACは23万トンですけれども、それをオーバーしないようにということで管理していく。それぞれ、月ごとにオーバーの数字ではなく、船ごとに最大限の努力量の設定をして、取り控え分については次の順に回すという形で、柔軟な管理をしているということでございます。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。

○八木委員 それで、どういう意味があるのかというのを聞いたかったのは、例えば毎月、採るような量よりも大きい量なんですけど、そういうIQを毎月、設定することで、例えば陸揚げの可能の業者が加工のほうで受け入れ体制を計画を立てやすいとか、そういうのがあるのかなと思ったんですが、そういう話ではないんですか。

○田中参考人 実際に漁場形成によって、各受け入れ体制というのは例えば残念ながら、石巻、気仙沼のイワシ、アジ、サバの受け入れ体制というのがまだ途中だと思っておる部分がございます、今現在は八戸と、あと、銚子、波崎の水揚げ地が二分化されている状況になっていると思います。したがって、その加工能力等について沖の漁獲量と管理するというのはなかなか難しい状況にございますので、基本的にはまず全まきから割当を受けたサバ類の漁獲割当については、基本的に北部海区としてオーバーしないように管理することを先決事項ということで、うちの管理委員長のほうで月ごとに委員会を開いて、きめ細かく対応しているという状況でございます。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。

○鈴木参考人 補足すると、漁業会社によりましては陸上の冷蔵庫なども経営している会社もあります。それから、そういう親戚の方でそういう冷蔵庫とか、買い入れ業者がいるということもあります。ですから、そういう情報を絶えずいただきながら、処理能力その他のことも勘案しながらある程度やっております。それは1カ月とか1年単位というよりも、量が集中したときの何日かという単位でそういう議論になることが多いですけれども、

そういうことを調整しながらはやっております。それは1カ月の水揚げというよりも休漁をかけるとか、場合によっては2日続けて休漁をかけるということもございます。それは陸上のほうの要望にも迷惑がかからないように、意見を聞き入れながらやっております。

○櫻本座長　ありがとうございます。

他に。東村委員。

○東村委員　八木委員と多分、同じことを伺っていることになると思うんですけども、このように月ごとぐらいはわかるんですが、1カ統ごとに割当をすることによって、よりTACを守りやすいというか、もしくはよりTACを利用しやすいという理由があれば教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○鈴木参考人　サバに関していえば、7月から6月に現在はなっていますが、量が多い月が続いた場合、TACの数量が減るということで、現に1,500トンの割当をしたのに、量が込んできたからということで、現在はここ二、三カ月は1,000トンというようなことでやっております。ですから、毎月のTACの数量は最初に田中参事からお話がありましたように、設定しないで自由に採って良いという月もありますし、それが迫ってくれば2,000トン、1,500トン、そして、もっと迫ってくれば1,000トンということで、TACに抵触しないように進めております。

○東村委員　ありがとうございます。よりTACに沿うように細かく分けていくということですね。ありがとうございます。

○櫻本座長　ありがとうございます。

○田中参考人　東村先生がおっしゃられた、先ほどの資料の3ページをご覧いただきたいんですけども、上から四つ目の平成21年漁期のところをご覧いただきますと、まさに平成21年のときには10月、1カ統当たり1,000トンの割当をいたしました。29カ統で2万8,000トンの割当を出した訳ですけども、実績がまさにすれすれ、2万7,000トンの漁獲だった訳です。これを1,000トンの割当をしなければ濃厚な群れだった訳ですから、この時点で3万トンとか4万という数字が出るという状況をアップーリミットを抑えることによって管理したいという状況だと思います。

○東村委員　ありがとうございます。

○櫻本座長　他に特段なければ。勝川委員、お願いします。

○勝川委員　僕は90年代、サバの資源が悪いときには色々厳しいことも言いましたが、こ

ういう形で資源が回復に向かい、また、TACを守るという、そういう共通認識が生まれてきたということは、非常にすばらしいことだと思うし、恐らく現場で北まきのほうで非常に苦勞されたと思います。それは本当に敬意を表したいと思います。

今後、多分、次のステップに向かっていくということになると思うんですけども、こういう個別割当、TACを守るための個別配分を始めてから魚価はどんな感じですか。個別割当みたいな形で上限を区切ると値崩れしづらくなって、価格としてプラスになると思うんですけども、実感としてどうですか。

○鈴木参考人 最初にどなたからかありましたように質問がありました感じですが、今現在、月別の割当をやっております。そうすると、全数量、最大数量を採っても下にカ統数が出ていまして、その月によって違いますが、20カ統から30カ統近くで月別によって違いますが、例えば1,000トンという割当をすると、20カ統なら2万トンという数字が、今はTAC委員会を毎月やっております、前月に来月のやつを決めておりますので、ですから、前月のうちに来月は全ての船が満タンに取っても2万トンしか上がりませんよということになります。そうすると、冷蔵庫屋さんなんかは、今、サバはかなり輸出が好調なんです、冷蔵庫さんは最大でも2万としか上がらないという計画のもとに価格設定なんかもしてくれているみたいで、前みたいに非常に上がり下がりとか、それから、ずっと魚価が落ち込んでいっちゃうということがなくて、ここ2年ぐらいは非常に漁業者としても喜んでおるような漁獲になっております。

○勝川委員 ありがとうございます。

○櫻本座長 ありがとうございました。

では、牧野委員、お願いします。

○牧野委員 では、短くいたします。私は北まきさんの中でつくられております内部検討委員、先ほど田中参事から説明がありましたけれども、その委員も拝命しております関係で少しだけコメントさせていただきますと、本当にしっかりと管理をされて、特に資源回復計画のときに卓越が出て漁獲が集中したときにはアッパーリミットをかけるということで、国際水研の市野川さんが計算されましたけれども、それが実際に漁獲圧の削減に十分効果があったということもわかっていますので、卓越が発生するような資源を増やすときに、こういう管理をすれば増えるんだという本当に良い成功事例なんじゃないかと思っています。資源が今、本当に増えつつあるところで、まだ、十分に高まってはいないんで

すけれども、これからもしっかり増やしつつ、言及されていましたが、いかに社会で有効利用するかという、陸の上も含めた取り組みに関しても議論を今、始めたところというふうに認識しております。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

他にありますでしょうか。

それでは、議題3に関しましては、この辺で議論を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

今、マサバとスケトウダラのそれぞれの資源管理の現状、問題点等をご報告いただきましたけれども、マサバは比較的、うまく管理がいつていると、資源も回復基調にあるということで良いのではないかなと思いますが、スケトウダラについては資源状況も厳しいということで、経営上の問題等を考えると課題は多いのではないかなというふうに思いました。

試験的なITQの導入の可能性等についても議論されておりますので、そういうご報告をいただきましたので、事務局としては本日、報告していただいた課題を整理していただいて、関係漁業者等との意見交換も行っていて、それぞれ、実効ある試験管理の方法や対策を検討して、また、ご報告をしていただきたいというふうに思います。

色々、ご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、最後の議題4のところに入りたいと思いますが、その他とありますが、次回、第3回の検討会の進め方についてご意見をいただきたいと思います。まず、事務局の方針をご説明いただいて、それから、コメントをいただくという形にしたいと思います。事務局のほう、よろしくお願いします。

○黒萩資源管理推進室長 それでは、第3回目の検討会の進め方について事務局のほうから提案させていただきます。第3回目の検討会につきましては、これまでのご議論の内容を踏まえまして、各種準備の都合上から水産庁としましては、当初より申しておりましたとおり、5月中旬の委員のご都合の良いときを繰り合わせて、設定したいというふうに思っております。

第3回検討会におきましては、個別魚種としては資源状況が悪化しておりますクロマグロとトラフグについて、関係漁業者等にも参考人としてお招きして議論したいと思います。クロマグロにつきましては、沖合漁業では東シナ海、それから、日本海でクロマグロ操業

を行うまき網漁業の関係者、沿岸漁業では長崎県の一本釣り漁業関係者、それから、ひき縄の漁業関係者を参考人としてお招きして、現場の意見を聞きたいと考えております。また、トラフグにつきましては、はえ縄漁業関係者、それから、トラフグ資源やはえ縄以外の操業実態に知見のある方をお招きして、議論したいと考えております。

それから、2点目ですが、第1回検討会において複数の委員から資源管理計画の取り組みがどの程度、行われたのかの検証も合わせて議論する必要があるというようなご指摘を受けております。現行の資源管理計画の取り組み等についてご紹介をさせていただき、現在の資源管理計画に基づく資源管理の取り組みをどう評価し、今後、より一層、充実した取り組みを推進していく上で、何が必要かについてもご意見を伺いたいと考えております。それから、最後に取りまとめに向けた進め方について検討していただければとも考えております。

今日、IQ・ITQの議論の最後にありました小松参与、それから、もうお一方を参考人としてお招きして、議論するということにつきましても、次回になるのか、次々回になるのか、わかりませんが、そこはお招きする方々のご都合を聞きながら検討したいと考えております。

それからあと、今回、皆様からいただいたご意見と本日のご議論について整理いたしまして、後日、事務局より各委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。それから、もう一つ、今日、色々一応、ご確認していただいたつもりだったんですけども、色々また、ご意見が出ましたので、第1回目の検討会の概要につきましても、また、修正したものを次回に配布したいと考えております。

再度になりますけれども、次回の日程につきましては第1回の検討会の開催予定にもありましたとおり、5月中旬ということを考えております。具体的な日時、特に場所につきましては調整の上、改めてご連絡させていただきたいと考えております。

以上です。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

これにて第2回資源管理のあり方検討会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。